

第八十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第七号

昭和五十四年三月二十二日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 松野 幸泰君

理事 大西 正男君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 和田 一郎君

理事 相沢 英之君

理事 石川 要三君

理事 谷垣 專一君

理事 塚田 徹君

理事 藤井 勝志君

理事 伊賀 定盛君

理事 新村 勝雄君

理事 細谷 治嘉君

理事 榎藤 恒夫君

理事 永末 英一君

理事 加地 和君

出席國務大臣

自治大臣 澁谷 直藏君

自治政務次官 大石 千八君

自治大臣官房審議官 石原 信雄君

自治大臣官房審議官 花岡 圭三君

自治省行政局長 柳沢 長治君

自治省財政局長 森岡 徹君

自治省税務局長 土屋 佳昭君

自治省税務局長 近藤 隆之君

消防庁長官 近藤 隆之君

委員外の出席者

大蔵省証券局長 富尾 一郎君

大蔵省証券局長 富尾 一郎君

国税庁調査課長 五味 雄治君

部調査課長 五味 雄治君

建設省計画局宅地企画室長

自治省財政局財政課長

自治省税務局府県税課長

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

参事 本農 民組

木内 啓介君

矢野浩一郎君

吉住 俊彦君

谷本 巍君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

岡田 純夫君

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

計画

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○松野委員長

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○西村(章)委員

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○澁谷國務大臣

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

○委員退席

</

は、ぜひひとつそういう方向で実現をいたしたい、こういう基本的な立場に立ちまして大蔵省と折衝を重ねておるわけでございますが、先ほど答弁申し上げましたように、何分まだ消費税そのものの具体的内容も詰まっておらない段階でございますので、そういう問題とも関連しながら大蔵省と最終的な折衝を行って、私どもの主張をぜひ実現をしたい、このように考えております。

○西村(章)委員 野党を初め各小売団体等多くの団体の反対論が強いわけですから、まだまだ行方はわかりません。しかし、仮に導入されるとした場合に、当然のことながらいま大臣がおっしゃったような方向で地方財源の重要な柱になるような努力を願いたいと思うのであります。

もう一つ、この一般消費税の、特に地方消費税の地方財政取支試算の中における扱い、これは一体どのようにしておりますか。

○土屋政府委員 御承知のように、地方財政取支試算における地方税の見方というのは、一定の前提を置いて非常にマクロ的な見方で試算をしておるわけでございます。御承知のように、新経済社会七カ年計画の基本構想に示されております昭和六十年ころの国民の所得に対する租税負担率が二六・五％といったことを頭に置いて、その間に現状から次第にその負担率に近づいていくという形を一定の前提を置いて試算をしておるわけでございます。その場合に、また国の収支試算との調整を図りまして、国と地方との税の割合、大体二対一でございますが、それぐらいの形で税を分け合う、そういう前提を置いて、その上で試算をしておるわけでございます。したがって、そこまで負担率を上げていくことになりまして、当然現在のまま増税がない場合に伸びていくであろうという税収と負担を上げる場合の差が出るわけでございます。これを三兆七千八百億と一応試算をしておりますが、そういう形で、その程度上げないとそこには至らないという形での試算はございますけれども、それではその中の増税を必要とする場合、何をもちえて充てるかということ

については、実はこの試算では明確にしていないわけでございまして、ただ、先ほどから大臣もお答え申し上げましたように、いまの税制度から見ましてそれほど大きなものもございませんので、私どもとしても地方消費税というのは一つの大きな柱にはなるだろうということでございまして、いつから、どういう形でどうという精細に詰めて計算したものでございせん。

○西村(章)委員 消費税の導入はまだまだ客観情勢も非常に厳しゅうございまして。しかし、地方自治体は間断のない安定した行政サービスを図らなければならぬ。その意味で、地方税源の拡充強化はやはり一刻の猶予も許さないわけでありまして、こういう立場を考えますと、一般消費税の導入を待つて地方税制の改革を行おう、こういう前提はいわば当たらないわけでありまして、現在の時点ではきわめて非現実的でありまして、したがって、地方独自の税源の拡充策、これをいかに行うかということがきわめて大切だと思っております。

○土屋政府委員 お話しのございまして、私どもとしては地方の税源の充実強化ということに常に考えておるわけでございまして、ただ、現在における租税負担の状況と、それからいまの制度のもとにおいてどういうものが充実できるかという点については、なかなかこれという大幅に増収が見込めるようなものもございません。五十四年度においても、お認めをいただきますと、千二百三十億ぐらいの差し引きの増税を考えておるわけでございまして、四兆を超える財源不足というふうな状況のもとにおいては、なかなか大幅な財政取支の赤字をカバーするというまでには至らないわけでございまして。

そういうことで、あれこれ検討いたしておりますが、結果的には地方消費税的なもの、一般消費税的な新税というものに期待せざるを得ないという立場にあるわけでございまして。もちろんその中におきましては、たとえば所得課税において現在住民税で課税しにくい問題もございまして。技術

的にむずかしい問題も、何か方法をもって課税ができる方法はないかといったような問題等も含めて検討しておるわけでございまして、なかなかいまの所得課税、法人課税という点においては、改善する面もないわけじゃございませんけれども、限度がすべてであるといったようなことでございまして、現行制度のもと以外に、何か大きなものと考えておりましたら新税しかないのじゃないかというところまで詰めて切っているものもございせん。

○西村(章)委員 増税を導入する前には、やはりやらなければならぬことがたくさんあるわけでありまして、不公平税制を是正するという面から考えてまいりますと、五十四年度の地方税における非課税措置、これの整理が五十三年度よりも少なくなっております。先般の予算委員会に提出をされました地方税の非課税措置による項目別減税額、これによりまして、五十三年度の三千四百六億円、五十四年度は三千三百三十九億円、二百九十億円も多くなっているわけでありまして、せめて減収見込み額を対前年度と横並び、それぐらいの額まで整理をしていく努力というのが必要ではないかと思われまして。それができないというのであれば、いままでの非課税措置の見直しだけではすでに限界に達しておる。限界であるならば、今後新たな基準を設ける必要がないかどうか。

たとえば、通常非課税等の適用を受けるパターンは、特別法で定められた法人あるいはその法律に基づく施設あるいは活動を中心として行われているが、まずこれを廃止する。もちろん社会経済的な情勢の変化に対応する必要もございまして、三年間程度の期間を区切って一たん廃止をする。その後必要のあるものにつきましては再度創設するようにする。今後の改革等を考えますと、この際、整理を行うための新しい基準というものを設ける必

要があるのではないかと。これと積極的に取り組まれる御意思はございませんか。

○土屋政府委員 いまお話ししのございましたように、非課税措置につきましては、地方財政に与える影響あるいは租税負担の公平といった点から毎年見直ししておりますし、今後ともその見直しは十分していかなくちゃならぬということについては、もう私も同じ気持ちを持っておりますのでございまして。

ただ、非課税措置等の中には、御承知のように、少額預金利子非課税制度とかあるいは生命保険料控除制度といった個人が利用しておるものもございまして。あるいは中小企業対策とか農林漁業対策といった点で有効に活用されておるものもございまして、政策効果といった点からなお存続させるべきものもかなりあるわけでございまして、全部が全部直ちに廃止というわけのものでもないと思っておりますのでございまして。

そういうことで、五十四年度も廃止が九件、縮減合理化を十五件、合わせて二十四件、ほかに電気税の非課税品目の整理等もいたしておりますが、全体としてはおっしゃるような少ないという感じが、お持ちいただいたのかも知れません。しかし、これに至るまでには、関係省庁とも相談詰めて、できるだけ整理をしたわけでございまして、それと一つ、ただいま申しました効果的なものもございまして、存続するということがなされたわけでございまして、しかし、そういったものでございまして、既得権化することあるいはこれが慢性化することといったことは問題がございまして。いま、三年ぐらいいで、段階的にやるといって一つの計画を持ってやたらどうかといったようなお話でございまして、やはり私どもとしては、政策税制でございまして、その税の制度の政策的な効果、社会における必要性、そういったものを十分踏まえまないと、一律にはなかなかまいらないという点がございまして。しかし、おっしゃる趣旨はまことにございまして、私どもとしては、絶えず

その情勢の変化に応じて新たな見地から見直しを行うという点も含めまして、今後ひとつさらには検討させていただきたいと存じます。

○滋谷国務大臣 いただいた問題について、私からも一言お答えをしたいと思います。とにかく国、地方を通じての空前の財政危機、これをどう再建するかというところがこれらの政府の最大の課題になっておられるのは御承知のとおりであります。したがって、来年度の予算編成の際にこういった問題とどう取り組むかということ、これはもう大変大きな課題になっておられるわけでございまして、財政再建の一つの柱として一般消費税を導入しようという考え方は固まっております。で、地方の財政再建ができるというように、これは消費税の導入もさることながら、したがって私は、消費税の導入もさることながら、国、地方を通じての支出面の徹底的な洗い直し、これが一方において当然必要だと思っております。

同時に、また収入面におきましても、消費税だけに頼るというような安易な考え方では、これはもうとうとう間に合わないわけでございまして、から、税金全般についても、新たな発想と申しますか、新たな基準、考え方、全面的な洗い直しをやる必要がある、このように私は考えております。

したがって、ただいま御指摘の点につきましても、それぞれ合理的な理由があつてそういう特例措置が講ぜられてきて、それなりの役割を果たしてきておられるわけでございすけれども、いま申し上げたような全般的な、いままでにない異例の状態でございますので、私は、そういう新しい事態に即応してやはり新しい発想で全面的に見直していくということが必要であると考えますので、ただいまの御指摘の点は、貴重な御意見として私も考えてまいりたいと思っております。

○西村(章)委員 大臣から特に決意についての御発言がございました。私も今後一層の努力をお願いするものでございます。

引き続き次の質問に入りますが、省エネルギー政策について若干お尋ねをしたいと思っております。

御承知のとおり、四十八年の石油危機以降、わが国でも省エネルギー政策が検討されて、その法案もつくられてまいりました。鎮静、回復に向かうにつれて、やまやま忘れられがちになって、省エネルギー法案自体も前の通常国会で宙ぶらりんになったままであります。のど元過ぎれば熱さを忘れるという言葉がございしますが、最近またまたイランの政変をきっかけといたしまして第二の石油危機かと言われるような事態が発生をいたしております。すでに政府も五割の石油の節約、この方針を打ち出されました。しかし、この措置はあくまでも当面の応急措置でございまして、このことによつてエネルギー問題が解決するものではございません。特に、資源豊潤のわが国は、将来の石油不足に備えて中長期的な省エネルギー対策、これに本格的に取り組むことが強く要請をされておられるわけであります。

そこで、この省エネルギー法案の制定と並行して、省エネルギーのための税制、金融措置、これがきわめて重要な課題になってまいります。この問題の所管は大蔵省、通産省が主であります。けれども、自治省としても自治体なり地方税の立場から当然これに対応して協力すべき部分がございす。この省エネルギー政策そのものにつきましても、大臣の方から基本的な見解を承っておきたいと思ひます。

○滋谷国務大臣 もう御指摘を待つまでもなく、わが国におけるエネルギー問題の重要性は、これは幾ら大きく見ても見過ごすことにはないと思われはるほどの最も重大な課題であると思ひます。これは日本の国運を左右するほどの重大な問題でございす。したがって、御指摘のように中期、長期的に日本全体のエネルギー政策を確立していかなければならぬというものは、全く同感でございす。そういう観点に立ちまして、政府におきましては総合的な角度からエネルギー全般の中長期政

策と真剣に取り組んでおられるわけでございまして、したがって税制面においても、もちろんこれはそういう点も十分配慮した政策を實行していきたいかなければならぬ、もう御指摘のとおりでございす。したがって、自治省としてもこれは主役ではございせんけれども、もちろんかかわり合いがあるわけでございすから、私どもの担当する分野においてまたたいたお話しのような日本の死活的な大問題である省エネルギーという立場から最大の努力を傾けていかなければならぬ、このように考えております。

○西村(章)委員 今回の改正の中で若干具体化をされておられるわけでございす。固定資産税の課税標準の特例措置として、一定の機械と設備、いわゆる省エネルギー政策に沿うような形の機械と設備、これにつきましても特例措置が設けられておりますが、単にこれだけではなしに、たとえば固定資産税におきましては一般家屋の断熱材の使用であるとかあるいは断熱化の工事、こういったものにつきましても今後拡充をしていかなければならぬと思ひます。この点についてはどういうお考えをお持ちでございすか。

○土屋政府委員 エネルギー問題に関するわれわれの基本的態度は、大臣からお答え申し上げたとおりでございす。

今回、五十四年度におきましても未利用資源の活用とかあるいはエネルギー資源の節約に著しく寄与するようなものについては、固定資産税を取得後三年間三分の二の課税標準とすることで特例を設けることにいたしておられるわけでございす。そのほかに、断熱材を用いておる住宅等についてもそういった点を配慮してはどうかというお話でございす。個人住宅の問題につきましても、いまのような意味での省エネルギー効果、エネルギー資源の節約にどの程度著しく寄与するものであるかどうかといったような問題とか、あるいはこれに対して税法上の施策を講ずるした場合に、その政策的な効果というものをどう評価をしたらいいのか、いろいろな面が非常に個々人によ

つて事情も違ふという点もございすので、なかなか明確な位置づけができないという面もございす。で、現段階において直ちに固定資産税等の軽減対象とすることが適当かどうかということについては、私もちょっと慎重に考えざるを得ない感じはするものでございす。しかし、今後省エネルギー住宅の建設促進に関するいろいろな総合的な対策等も検討されておるようでございす。そういったものとあわせて、税制としてはその研究をやりながらどう対応するかということについては、研究してみたいと存じております。

○西村(章)委員 次に、住民税について伺ひます。今回の改正で、昭和五十二年以来二年ぶりに減税が行われました。標準世帯夫婦子供二人で課税最低限が百四十九万円に引き上げられたわけであります。私も努力は多とするわけでございす。が、かつて住民税の課税最低限は所得税の八割程度が妥当だ、こう述べてこられました政府自身の水準にもこの金額ではまだほど遠いものである、政府は今回の減税額の課税最低限、これは何を基準に決定されたのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○土屋政府委員 住民税の課税最低限につきましては、基本的に最低限の生活費部分については課税しないという趣旨であるわけでございす。が、従来から地域社会の費用について住民が能力に応じてできるだけ広く負担を分任するということが望ましいという考え方に立ちまして、あわせて国民の生活水準なり税負担の状況なり、あるいは各地域における納税義務者数の推移とか、特にまた地方財政の状況等を総合的に勘案して水準を定めて引き上げを行ってきたわけでございす。今回の減税につきましても、そういう点からいろいろ検討したわけでございす。一つには明年度の厳しい地方財政の状況が私どもの頭にあつたわけでございまして、なかなか減税に踏み切るといふのは容易じゃなかつたわけでございすけれども、最近における国民生活水準の推移と

か住民負担の状況、特にいわゆる所得税における控除失格者の住民税負担の問題といったことを考えまして、できる範囲内で減税するというところにしたいわけでございます。一万ずつの引き上げがそれでは具体的にどう計算してどうなったんだというところになりますと、そこはそれ以上明確なことを申し上げるものはないわけでございますけれども、ある程度低所得者層を中心に減税はしたい、地方財政の状況から見ればそれも限度がある、そこから、できる範囲内で減税を行うというところにしたいわけでございます。それにいたしましても、今回の引き上げをしても七十数%でございますから、お示しの八割には至っていないわけでございます。

そこで課税最低限を所得税の課税最低限の八割程度とすることが妥当であるかどうかということにつきましては、当時四十四、五五ごろからちょうど四十九年ぐらゐの四十年代後半におきましては、大体八割程度で推移しておったということもあつて一応のめどを立てておつたわけでございますけれども、具体的な課税最低限をどう決めるかということにつきましては、その時点における財政状況とかいふ負担の状況とか、納税義務者数の推移といったようなことを総合的に勘案して決定すべきものだと思つております。具体的に、いまおっしゃいますように何割が妥当というように線で決めていくことはなかなか容易でない面がございます。ただ、できればそういった過去の推移の状況等を見て、それを頭に置きながらいろいろ考へて、その他の状況を含めてできるだけのことをご私どもとしてはやっていくという以外にはどうもないように考へておるのでございます。

○西村(章)委員 課税最低限を決定するいわば決め手ともいふべき基準は何もないようでございます。自治省の提出されました五十四年度の消費者物価の上昇見込み四・九%、これだけ引き上げる場合の所要額は、初年度で約五百二十二億円、平年度で六百二十一億円、今回の減税規模の正当性を

主張されているゆえんでございますが、しかし消費者物価の上昇の見地から言いますと、前年度五十三年度の改正において、初年度で約七百二十三億円、平年度で七百九十億円、これだけの分の減税が見送られていたわけでありまして、この減税分は当然考慮に入れられて今回の課税最低限を決定されるべきだ、こう思うのでありますが、この点についてはどうお考えでございますか。

○土屋政府委員 住民税におきまして今回課税最低限の引き上げ等を行うこととしておりますのは、先ほども申し上げたような低所得者層の問題と、それから地方財政の問題等を総合的に勘案して引き上げたわけでございます。そういうことで、現在の百四十一万八千から百四十九万で約五・一%の引き上げということになるわけでございますが、大変技術的なことでございまして、住民税の場合は常に前年所得に課税するというところでございまして、私どもとしては特に物価と並べて考えたわけではございませんけれども、五十三年度の消費者物価の上昇率が四%ということでございます。それを上回つておるわけでございます。それと、おっしゃるように五十四年度は大体四・九%と見込まれるということで、それをどう考へるのだということでございますが、私どもは、この前年所得課税という立場からは、比較する際は一応前年と比較して考へるということにしておるわけでございます。ただ、この物価調整減税というものをどういうふうな位置づけるかという問題もございまして、わが国の所得課税である所得税なり住民税の課税最低限というものは、全般的に見れば、諸外国の課税最低限よりは高くなつておるといふこともございます。そういうことで、税制調査会等でも、いわゆる物価調整減税については物価の上昇に見合つて毎年必ずこれを調整しなければならぬと考へる必要はないというふうな言ひ方もされております。といつて、そういったことを全然無視するわけでもございませぬし、私どもとしてはもろもろの状況を見て判断をするわけでございます。そういったこと

でございますので、先ほど申されました昨年、五十三年度が四%、それから五十四年度に四・九%、こう見ていけば、その分を考へるべきじゃないかというところは、おっしゃる意味は私もよくわかるわけですが、住民税の仕組みあるいはその他のものもろもろの条件から見まして、今回は五十三年度の四%を上回つておることでもあるし、財政状況等を勘案いたしますと、この程度でできる範囲であつたというふうな考へておるわけでございます。

○西村(章)委員 国税では五十年から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、それぞれ同額になつていくわけでございます。住民税の方は、いまだに扶養控除だけが他の二控除より一万円少ない。この三控除を一致させない理由というのは何なのか、それが一点。

それから、今回の改正で障害者控除等の引き上げも図られておるわけですから、将来福祉型の国家を目指すという立場から考へますと、やはり社会的な弱者、これの救済も非常に重要な課題になつてまいります。したがつて、社会的弱者に対する養護というものに對して十全な措置をとつてもいい。障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、この控除の引き上げにつきましては、他の控除の改正とは切り離して別途に毎年見直しをする、これくらいの努力姿勢というものがあつてもいいのじゃないかと思つておりますが、こういうお考えはございませんか。

○土屋政府委員 各種控除の決め方について、住民税の場合は住民税の性格に応じて決めておるわけでございます。所得税とも違ひ、また、いまおっしゃいましたように、基礎控除、配偶者控除と扶養控除とが違ひ、こういつた経緯になつておるわけでございます。先ほど申し上げたような総合的な見地から負担の状況なり納税義務者の推移とか、財政状況とか、いろいろな点を考へてまいりました結果が今日こういうことになつておるわけでございます。

ただ、私どもがなぜそこは分けたかという点に

つきましては、そういった経緯を踏まえてではございませぬが、その世帯主の基本的な生活費である基礎控除と配偶者控除というものは、家族である子供、被扶養者よりはやはり一般的には高く控除してもいいのではないかと一々一般的な判断から差をつけておるわけでございます。将来これをどうするかということについては、なお検討しなければならぬというふうに私どもも考へております。

それからその他の勤労学生控除等の全体の取り扱いについては別途いろいろ検討する必要があるのではないかとこのことでございまして、私どもとしても、その控除額を決めるに当たりましてはそれぞれの基礎控除なり配偶者控除、いま申しましたような扶養控除、それから勤労学生なりその他の方々の控除はそれぞれの実情に応じて検討をしていかなければならないと思つております。今後地方財政の中で住民税というものをどう位置づけていくかということ等も含めまして、その課税のあり方というものは考へていかなければならぬと、それが、そういう過程においていま御指摘のいろいろな点については私どもも十分検討していきたいと思つております。

○西村(章)委員 住民税の課税最低限の変動というものを考へてまいりますと、必ずしも物価上昇に合致しておらない。また生活保護費の動向、所得税の課税最低限とも連動しておりません。このように見てまいりますと、何を基準に課税最低限を考へておられるのかよくわかりません。今後は国民に納得のいくようなはつきりとした基準を定めて、それに財政状況を勘案した数字をプラスする、こういった対応の仕方が必要になつてくると思つておりますが、自治省として今後住民税の課税最低限を決める合理的な基準をつくるお気持ちがございますか。

○土屋政府委員 私どもとしては、最初に申し上げましたように、基本的には住民税の課税最低限というものは必要最小限の生活費には課税しないというところでございまして、それを判断する、そ

それが基本にございます。したがって、それを判定する際にどういった基準で考えるかということとでございますけれども、それは、先ほどから申し上げましたような住民税の基本的な広く負担を分任するという性格、それから地方財政の状況といったようないろいろなものを考えてやるわけでございますから、機械的にこの場合はこうだというようなものはなかなか決めるにたいと思っております。しかし、いまのようなことでございいます。それから、その際にはもちろん頭の中には物価の上昇等の問題もございまして、あるいはまた、一方では生活保護等のことも考えなければなりませんし、そういった要素は私どもも議論する過程ではできるだけ盛り込んで議論はしておるわけでございます。ただ、御指摘のございましたように、全般としてこういった考え方をわれわれとしても配慮に入れようという意味の整理というものはきちっとしなければならぬというふうに思っております。

○西村(章)委員 これは大臣にお尋ねをしたいわけですが、わが党は今回の住民税減税に對して、これまで物価上昇に見合うように引き上げてこられなかった課税最低限を少しでもこれに近づけるために基礎控除、配偶者控除、扶養控除の額をそれぞれ現行よりも二万円ずつ引き上げ、二十二万円になるように公明党とともに予算審議の段階で修正の形でこれを要求したわけでござい

ます。結果的にはこれにたえてももうことができなかったものであります。そこでこの要求につきまして自治大臣としての御見解をぜひ聞かしていただきたいと思います。

○渋谷国務大臣 私どもとしても、住民税の最低課税額を引き上げるといことはぜひやりたい、できるだけ大幅に引き上げたいという考え方は基本的に持つておるわけでございますが、しかし、何分御案内のような財政状態でございますので、これをやるには当然限度がある。そこでいろいろな要素を考えながら知恵をしぼったわけでござい

ますが、その最終的の結論として今回提案申し上げます。

げたようなところに落ちついたわけでございまして、その控除額を二万円ずつに引き上げたかどうかという提案も、そのお気持ちは私もよくわかるのでございますが、残念ながら現在の財政状態ではそれにおこたえすることが不可能である、こういう事情でございまして、御理解をいただきたいと思います。

○西村(章)委員 今後、そういうことにつきましては来年度なり再来年度さらに御努力をいただきたいと思ひます。

住民税と関連をいたしまして、いわゆる土地税制の問題につきましてお尋ねをします。今回の改正の中にも、土地等の長期譲渡所得につきましては、譲渡益が四千万円以下の部分につきましては、現行二千万円でありましたが、一定税率による分離課税、それを超える部分については譲渡益の二分の一、現行は四分の三、これを総合課税することになっていくわけでありまして、この措置は、所得の総合課税化による租税負担の公平化、これに逆行するのではないかとと思われるのであります。この租税負担の公平化につきま

して、見解を尋ねておきたいと思ひます。

○土屋政府委員 土地譲渡所得に対する課税の問題につきましては、今回五十四年度の税制改正においてもいろいろと議論をされたところでございまして、現行の税制が宅地供給を阻害しているかどうか、いろいろな点も議論されたわけでござい

ますけれども、また、最近の地価上昇傾向から見て、大幅緩和ということはどうであらうかということもございまして。そういうことを踏まえていろいろ検討をされたわけでございまして、住民税におきましては、これまでも所得税と同様の措置を講じておるところでもございまして、また、所得税の改正がいま申し上げたような問題がございまして、また、当面の住宅政策なり土地政策の緊要性にかんがみまして、税制調査会でも検討していただいた答申の趣旨に沿ひまして、短期譲渡の重課制度、それから法人の土地譲渡益重課制度等の現行の土

地税制の基本的な枠組みは堅持をするという前提で、特に優良な住宅地の供給と公的な土地取得の促進に資するものに限って部分的に手直しをする、そういうような改正をされたわけでござい

ます。そういうことからは、私どもとしても、全般的な改正というところではない、こういった部分的な手直し、しかも当面緊急に必要な住宅政策という観点からされたものでございまして、所得税と同様の方向で改正するのがよからうということにしたわけでございまして。もちろん住民税の改正規定の適用は五十五年度の住民税からでございますけれども、土地税制全体のあり方の中で、ただいま申し上げましたような趣旨から、長期所得については部分的な手直しという点においてその大幅な変動はない、そういう前提で私どもとしても同じような形をとったということとござい

ます。

○西村(章)委員 この長期譲渡所得の総合分離課税その他一連の土地税制の緩和というものを昨年から建設省は非常に強く要求をされていくわけ

で、この一連の土地税制の緩和によつて、果たして優良な宅地の供給というものが可能であるかどうか。このことを行うことによつて、いま手詰まり状態にあると言われるこの住宅政策、なにか宅地の提供というものがどの辺まで展望として見渡せるのか、この辺についてまずお尋ねをしたいと思ひます。

○本内説明員 お答え申し上げます。今回の土地税制の個人の長期譲渡所得税の改正に關しましてどういふ効果あるいはどの程度の効果があるかということだと思ひます。けれども、今回の土地税制改正は、先ほど御説明ございましたように、特に優良な宅地供給というふうなものに焦点を置いて改正させていただいたものでございまして、現在宅地供給は、先生御承知のように、計画に比べて大分落ち込んでいますという状態でございまして。それで、その原因の一つに、やはり土地税制が絡んでいっているのではないかと、いうことを私たちは考えているわけでござい

ます。

ちょっとそれを具体的に申し上げますと、計画的開発が非常に落ち込んでいるわけでございまして、でも、そういう計画的開発とか、マンション用地とか、そういう用地を買収することを考えますと、かなりそういう用地の提供者、土地提供者は大口と申しますか、たとえば五千万とか一億とか、そういうふうな用地買収代金になる場合が多いとございまして。そういう方々が用地買収に際していただけるかどうか、これがそのプロジェクトの成否に大きく影響しているわけでございまして。そういうふうな大口の土地所有者と申しますのは、たとえば五千万とか一億とか、そういうふうな譲渡所得金額になるわけでございまして、現行の譲渡所得税は、御承知のように五十一年度から非常に重課になっておりますので、どうしてもこういう方々が土地の売却を躊躇うようになりますか、あるいは売却するにしましても、細切れという形で出してくるという傾向が強まるとございまして。そういうことでございまして、なかなか計画的な宅地開発等が進まないというのが現状でございまして。そういうふうなことを取り除くために、こういった四千万まで控除額を上げるとか、あるいは四分の三を二分の一にするというふうなことをもつて用地買収を従来よりはしやすくしていただくというのが改正の趣旨でござい

ます。

そういうことでございまして、効果があると思ひますけれども、これを数字的にどのくらいということは、他の経済情勢あるいは土地所有者、お百姓さんの方の意向、意思の問題、そういう問題がございまして、数字的に申しますのはかなりむずかしい問題でござい

【渋谷委員長代理退席、委員長着席】

ただ、一つの目安としまして、私どもが試算しているところによりますと、他の条件が一定ということと仮に試算してまいりますと、大体計画開発で新規の宅地供給量としましては、メディアムグロスという単位でございまして、年間約六百ヘクタール程度の増加はあるのではないかと、こ

それはあくまでも試算でございますけれども、目安として申し上げますとそのくらいになるのではないかと、いろいろに考えているわけでございます。

○西村(軍)委員 土地税制ということになりますと、昭和四十五年から五十年にかけまして宅地供給の拡大、こういう美名のもとに土地譲渡税の軽減が行われました。その結果は余り大きな宅地供給に結びつかず、むしろ土地成金をたくさんつくった、こういう苦い経験があるわけでござい

ます。現在は、地価の問題は高値安定といいますが、都心部におきましては徐々に高騰を続けておる、こういう中でございまして、特に土地税制の改正につきましては、努めて私どもは避けるべきだと考えておるのであります。いま御答弁がございしましたが、建設省の考えておられるほどの他の省が効果があると考えておられることにつきましては、必ずしもそうではないようでございます。さらに、現行税制におきましても、優良宅地の供給につきましてはすでに特別措置がいろいろと講ぜられております。たとえば地方税の特別土地保有税につきましても、開発用の取得土地、これなどは課税対象から適用が外されております。むしろ優良な宅地供給の問題の中心は、開発に伴う関連公共負担、この問題ではないかと思

うのであります。いかがでございますか。

○木内説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、確かに私たちが土地税制の効果として期待しているのは、先ほど申しましたように、試算として見ましても六百ヘクタールとかという数字が出てまいるわけでございます。ただ、これに對しまして、現在の宅地供給あるいは需要とのギャップと申しますのは、需要が一萬二千八百ヘクタールくらいで供給が一萬三千そこくらいでございますから、大体三千くらいは差があるわけでございます。そういうことから申しまして、私たちが土地税制だけで相当のギャップを埋めていくというふうなことは必ずしも期待していないわけでございます。ただ、土地税制も一つの手段として、幾つかの中の一つと考えているだけ

でございます。

そういうことで、土地対策は総合的にしていかなければならないというふうなことでございまして、その総合施策の中としては、公的機関による宅地供給の推進とか、あるいは民間の優良な宅地開発についての政策金融というものを拡充していくとか、それから現在やっております都市計画の線引きの見直しをしていくとか、いろいろの方策があるわけでございまして、なかなかすぐ

く、その中でも関連公共施設整備をどういうふうに進めていくか、どういうふうに進めていくかということとは最も大きな事項だと考えておるわけでございまして、これにつきましては、昨年から別枠制度を設けていたわけでございまして、昨年の当初予算の倍の六百億円という金額がついておりました。そのほか、こういった別枠以前の問題といたしまして、いわゆる根っこの方の宅地開発関係の公共事業費というふうな予算も、五十三年度は二千億程度でございましたけれども、五十四年度は三千億くらいにふやしたいけれども、これは建設省全体の問題でございまして、そういうことを考えておるわけでございまして、さ

らに、最近問題となっておりまして開発指導要綱、こういうものにつきましても、自治省と御相談の上いろいろ考えられることは考えていきたいというふうに考えておるわけでございまして、先生御指摘のように、関公の問題が非常に大きな問題であるということには私どもも認識しております。宅地供給の不足については、総合的に対応してまいりたいというふうに考えておるわけでござい

ます。

○西村(軍)委員 関連公共負担を規制しておりますのは、いわゆる人口急増都市の開発指導要綱であります。これは人口急増に伴うやむを得ざる措置だというのが自治体の言い分でございます。本年三月自治大臣は建設大臣と、この点につきましましての行き過ぎを是正する、こういう合意がなされたという新聞に報道されております。特に、近く国の手で開発事業の負担水準の目標を決める、

地方自治体がこれに従うように通達を出すという報道されておるわけでありますが、合意された内容といふものが公表できればひとつ教えていただきたい。特に地方自治団体にとりましては、これはきわめて重要な問題なのです。その点について大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡谷国務大臣 人口急増都市の抱えておる問題はきわめて大きな問題でございまして、私は先般来この委員会でも答弁申し上げておるのですが、これに対する対策は、関係する分野が非常に広いわけでございますから、そういう関係省庁が緊密な連絡をとりながら、総合的な対策を講じていかなければこの問題は解決しない、これが私どもの基本的な認識です。

そこで、先般、建設大臣、それから両省の幹部が一堂に会してこの問題を討議したということでございますが、これは、新聞に報道されておるよう

に開発指導要綱の行き過ぎを是正するためにこの会合を持った、そういうことでは全くございせん。あくまでもあの会合を持ったのは、いま申し上げたように、とにかく人口急増都市は大変な問題を抱えておるわけでございまして、これに對して政府として、特に一番関係の深い建設省と自治省の両省がいままでやってきたことを反省しながら、今後どういう姿勢で取り組まなければならないか、そういう点に一番重点を置いて相談をしたわけでございまして、ただ、指導要綱が行き過ぎだからそれを正しなればならぬ、そんなことで集まったのではないことを申し上げてお

きます。

それから、当日、一応基本的な数点について合意をしておるわけでございしますが、その点については政府委員から答弁をいたさせていただきます。

○森岡政府委員 大臣からいまお話し申し上げました経緯でございしますが、主要な点は三点でございます。

第一の問題は、開発指導要綱に関連いたしました、政府といたしましては総合的な人口急増対策というものを拡充していかなければならぬが、同時に、開発指導要綱に行き過ぎがある場合も見受けられる、それについては是正を指導していくというところでござい

ます。

第三点は、建設省、自治省だけではございせん、教育施設あるいは保育所その他いろいろ問題がございまして、それらについて両省が関係省庁に強く要請していくということでございます。

このような点について討議をいたし、おおむね合意を見たわけでござい

ます。

○西村(軍)委員 よくわかりました。

事業税について一つだけ御質問をいたします。消費税の導入がなされない場合、あるいは仮になされたとしてもまだ短期的には明確ではございません。そこで、この委員会でもたびたび問題になっております、毎年議論の対象になっておるようでございますが、事業税の外形標準課税の問題は、消費税が五十五年度に導入されなかつた場合、そのままにならざるにすることか、この点についてはいかがでございますか。

○土屋政府委員 事業税の外形標準課税の問題は、御承知のように長年の懸案であつたわけでござい

状況から見れば、税制調査会の答申の線に沿って五十五年中に実施できることを願っておるわけでごさいます。そのための諸般の準備を進めておるわけでごさいますから、それができないときはどうするかということについては、私どもとしてはその問題の實質的解決というのには常に頭の中に置いておくことでございます。現段階でどうするところまではちょっと申し上げかねるわけでごさいます。いまのところでは導入を強く期待しておるわけでごさいます。

○西村(重)委員 次いで自動車税の問題についてお尋ねしたいと思います。

今回自動車税のアップというものが提案をされてまいったわけでありまして、端的に申し上げて今回の自治省の提案は余りにも唐突過ぎたのではないかと。自動車にかかると増税につきましては、運輸省が昨年七月に陸上輸送整備特別会計を押し出した。さらに自動車重量税の五〇ないし六〇%の引き上げあるいは新税の創設、また、建設省は昨年の九月にガソリン税二五%ですか、地方道路税の税率をそれぞれ引き上げるといふ意向を表明しました。各省との折衝を行っておるわけ、議論も深められておるのであります。自治省の提案は昨年十二月の中旬であります。私どもも初めて活字を読ましていただきましたのが昨年十二月の中ごろでございました。明けて本年一月十六日に改正案をまとめております。これでは事前に議論する時間的な余裕も何にもない。税調の中で議論も十分ではなかったのではないかと思ふのであります。この辺の提案のおくれないきさつにつきましても説明を伺いたいと思ふので

○土屋政府委員 私どもが税制改正をいたします場合は、その年度あるいはまた翌年度の社会経済情勢とか、財政状況等がある程度見きわめをつけながら改正の是非を検討して税制調査会に諮って最終的な決定をするということでごさいます。最終的には年末になっていくのは例年のことでごさいます。

そこで、お尋ねの今回の自動車税の税率引き上げに当たりまして、ただいまお話しがございまして、たとえば運輸省あたりの考え方、あるいは建設省における揮発油税、軽油引取税に対する引き上げの要望、そういったものが検討されます。際に、私自身もいろいろの機会に地方における自動車関係諸税の引き上げ、軽油も含めて全体の中で検討をお願いしておりましたし、それは事実そういうことで進んでおったわけでごさいます。

率直に申し上げまして、実はあのころ、御指摘のございました公共輸送整備税とか、そういうものが非常に大きく取り上げられておったような関係もございまして、どうも私どもの声が大きく取り上げられなかったような感じは自分自身でも持っておるわけではございまして、制度としては全体の絡みでございまして、これは最初から意見としては私どもも出しておったわけでごさいます。そういったことでございまして、特に諮問がはかに比べておくれたということはないのでございまして、報道等におきまして、これは突然十二月半ばに出たというふうな記事も私も存じておりますけれども、そのころ非常に脚光を浴びたと申しますか、そういうことはあったかと思ひますけれども、率直に申し上げまして、私どもとしては自動車関係税全体の絡みで車体課税、燃料課税あわせて議論しておったわけでごさいます。そういう点で遅かったではないかというおしかりがございまして、それは十分社会的に認識されなかつた点について、あるいはPRが足らなかつたのじゃないかというところは私どもとしても存じておりますけれども、特にそれをきわめてせっぱ詰まっておりましたということとはございませ

○西村(重)委員 御承知のとおり、自動車はいまではほとんどの事業所、家庭で持たれております。一世帯一台の割合で普及しておるものであります。その意味では、自動車税の増税は所得税の増税と同じだ、これくらいの意味を持つものであ

りまして、その増税は国民生活に多大な影響を与えるものである。したがって、事前に十分な国民的な議論を行うべき性質のものであるにもかかわらず、国民の目には突如として提案されてきた、こういう受け取り方をされております。私どももそのとおりでございまして、この点はまことに遺憾でございまして。今後はもっと早い時期から増税幅も含めて改正案をオープンにして、広く議論して国民の納得を得ることが必要であらう、かように考えます。その点につきまして、今後税改正の提案方法の改善の余地があればぜひ考慮をいただきたいということです。

さらにもう一つ。今回のこの提案は、いわば一番取りやすいところから取ったという安易な考え方がこの中にうかがわれるのであります。税額的に、自動車税の増収額が軽自動車も含んで六百二十八億円、一方住民税の減税に伴う減収額は五百六十八億円、きわめて数字が類似しておるわけでありまして、だれがどう見ても、住民税減税分の穴埋めとして自動車税が引き上げられた、そうしか思えないのであります。この両者には全く関係はございせん。この点についてはいかがでございせんか。

○土屋政府委員 今回自動車税の税率引き上げをお願いいたしておりますのは、現行税率が設けられました昭和五十一年度以降、年々自動車の販売価格も上昇しておること、道路の維持管理の費用も大きくなつておるといった事情を考慮しまして、税制調査会の答申の線に沿って引き上げるということにいたしましたわけでごさいます。住民税減税とは直接関係がないわけでごさいます。お示しのごさいますように、たまたま住民税の減税が初年度五百六十八億で、この自動車税の引き上げが初年度五百六十九億と、計算したらまことにびつたりの数字になっておりますので、その点からおっしゃったわけでもございまして、その点も、私どもとしては、そういうたいだい申し上げましたような自動車税の性格、社会環境、そういうものを考えて引き上げに踏み切ろうとしたわけ

でございます。

また税制改正を考える場合は、先ほども申し上げましたけれども、当該年度なり翌年度の経済状況とか財政の状況等をいろいろと検討した上で、是非を検討して税制調査会に諮って最終的な決定を下す、こういったことでございまして。これは最良の方法であると考えておりますので、こういったやり方は今後も続けていくことになるうかと思ひますけれども、関係方面のいろいろな意向とか、どうか、そういった点について不十分なところがあるといったしすならば、今後そういった全般的な調査ということ等については十分私どもは戒心をして研究をしてみたいと思つております。

○西村(重)委員 いまの答弁の中で、今回の引き上げは販売価格が高騰している、こういうことでごさいます。昨年末に税調へ出されたときの原案は、軽自動車も含めておよそ一五%の引き上げというものが出ておるわけでありまして。販売価格が高騰したとおっしゃるにはそれなりの根拠があると思ひますが、五十一年度と比べてどれくらい上がったかと考えてございせんか。

○土屋政府委員 ただいまお話しがございましたように、私どももいたしましてはいろいろと検討する過程において原案と申しますか、われわれの意向としてこうしたいという考え方の際は、引き上げ率を一五%というふうに考えておりました。そのとき、いろいろな関係資料というものがございまして検討したわけでごさいます。私どもの手元の一番正確な数字といたしましては、自動車取得税の課税標準額なりあるいは課税台数等をもとにいたしました。どういった形で推移してきておるかということをお調べします。それでいきますと、五十一年度、五十二年年度にわたって上がってきたものが一七%くらいあったということがございまして。そういうことを頭に置いて一五%の線を考えたわけでごさいます。

ただ、その後いろいろと議論が出てまいりました、いわゆる自販連とかその他のいろいろのところに

ろから事情等も聞きまして、そういった自販連あたりで調べておられます自動車ディーラーの経営状況調査報告書等から見ますと、それよりは低いです。ただ、最近における、五十三年度あたりの引き上げの状況というのが全然つかめなかった。そこで五十一年度、五十二年度あたりの伸び率等を聞かせていただきまして、そういったことを全体的に勘案いたしまして、自動車税の財産課税的な性格と、それから一方道路損傷負担的な性格といったものを勘案していま提案しておりますような税率に落ちついてお願いをしておる、こういうことでございます。

○西村(章)委員 きわめて根拠が薄弱であると私は思います。本来自動車税と自動車価格と結びつける根拠というものは全くございせん。わが国もそうでございますが、諸外国におきまして、自動車税は排気量や馬力、これによって決められておりました。およそ車両価格とはリンクしないものであります。今回の提案では、増税の根拠を車両価格が五十一年度から一七〇くらいいだ、これだけアップしたんだからというのでありますが、これはおかしいのでありまして、私はぜひ再考をお願いしたいと思います。いま仮に百歩譲って増税の根拠を車両価格のアップに求めたいたしとしても、いま局長からも御説明がありましたように、自販連の調査によりますと八・五%、かなり差がございまして、それから最近の取得税等でごらんになったのだらうと思いますが、車種構成の変化というものがございまして、これはいわゆるニュータイプのニーズというものが、小型から中型化、中型から大型化へだんだんと上級傾向へ志向いたしております。この上級志向は必然的に排気量のアップとなります。現行の自動車税は、言うならば軸距となっておりまして、現実的には排気量、これで決められておるわけでありまして、排気量が大きくなればなるほど税負担が重くなってくる、いわば価格と排気量の二重取りになる、こういうことも言い得るわけでございます。

そこで、先ほど局長が答弁をされました一七%

とこの自販連の調査の八・五%の差、これについてどう考えられるのか。いま申し上げました二重課税的な性格があるということについてはどう考えられるか、聞かしていただきたいと思ひます。

○土屋政府委員 私どももいたしましては、従来から自動車税の性格そのものを資産課税的な性格と、一時は奢侈的な性格もあるということをおっしゃられております。そういったものと、それから道路損傷負担的な性格を有する税である、そういった考え方を従来からずっと来ておるわけでございます。そういったことを考えます場合に、最近における自動車の急激な増加に伴って道路需要というものが非常に高まっておるわけでございます。

そういった点から見まして、個々の自動車について見ると、新車と中古車では違ひますし、また道路走行の多い車と少ない車とは違ひますし、また資産価値も違ひますし、そういったこと等もございまして、そういうことはございまして、いま申し上げましたような意味において、道路を走行すること起因していろいろな行政サービスを受受しておるという点とともまた事実でございまして、社会的な費用を分担すべきであるという点では余り変わらない。そういったこと等もございまして、私どもとしては一応資産課税的な面における価格というものを頭に置いて検討をしておるわけでございます。その数の取り方についてはいろいろ見方がございまして、それを調整しながらそれにプラス道路損傷負担的な意味において社会的費用を負担してもらい、そういうことをあわせて考えたわけでございます。それから、そういう総合的な意味で今回の引き上げというものをやったということでございます。なお、そういった、いまおっしゃいました意味においてさらに精細な価格の問題、あるいは自動車の性能の問題、あるいは道路損傷の意味においてどういふふうに見ていったらいいのかということについては、なお私どもとしては仮に今後改正をするという場合は、そういう点は十分検討しなければならぬと思っておりますが、今回行ったものはただいま申し上げましたようなことを含めて総合的な見地から税率を決めた、こういうことでございまして。

で総合的な見地から税率を決めた、こういうことでございまして。

○西村(章)委員 いろいろな性格を持つておるようでありまして、これもいろいろとり方がございまして。仮に固定資産的な性格と見て増税するのであれば、その場合には、やはり当然のことながら減価償却、この考え方を取り入れる必要がございまして。したがって、残存価格に課税するのが本来的な筋でございまして。固定資産課税的な性格と見た場合に、他の資産との均衡はどのように考えておられるのか。また、減価償却の考え方についてどういふ見解を持つておられるのか、聞かせてください。

○土屋政府委員 ただいま申し上げましたように、資産的な点で考えますと、新車と中古車とは違ひますし、また使い古したと申しますか、道路走行が多い車と少ない車とはそれぞれ自動車の価値が異なるという点で、それぞれに減価償却をして価格を決めていくということではなく、そういった資産的な価値にプラスしたしまし道路を走行することにより種々の行政サービスに対応する負担という点も持つてもらいたい、こういうことでございまして、現在すべて定額による課税、定額課税ということを行つておるわけでございます。そういった点で、おっしゃる意味において資産的な価値に着目すれば償却的な考え方という点もあり得るだらうとは思ひますけれども、自動車税というのは、るる申し上げておりますような形で構成されております。そういった結果、定額課税ということになっておるわけでございます。そういった意味において、現行制度については今後その税率等についての決める方はより合理的な検討はするにいたしまして、制度としては現行制度を維持したいというふうに考えておるわけでございます。

○西村(章)委員 今回の改正では、自家用車のみが一〇%引き上げられております。営業車用はほとんど据え置かれたままであります。一部に営業

用のバスがわずか五%ですかが上がつておりますが、営業車は据え置かれて自家用車だけが上がった。この理由は一体何でございましてか。

○土屋政府委員 今回の改正案はおっしゃるような形になっておるわけでございますが、引き上げるといたしました場合に、それが運賃なり料金等の引き上げを引き起こすということはあるわけでございます。ひいては消費者物価の上昇とか国民生活費へのはね返り等の影響ももたらすことはあり得ると思ひます。そういったことから、公共輸送機関としての性格等から営業用自動車については据え置くということにしたわけでございます。この点については昨年末の税制調査会においてもそういった公共輸送機関としての配慮というものをすべきであるということがございまして、そういったことを勘案して据え置いたということでございます。ただ、そういう中でも営業用自動車のうちで一般乗用のバス以外のもの、主として観光用の貸し切りバスでございまして、そういったものについては一般乗用のバスに比べてたゞいま申し上げましたような公共輸送機関としての性格が希薄であるということもございまして、その半分、五%程度の引き上げということにしたわけでございます。そういった趣旨から営業用との差を設けたわけでございます。

○西村(章)委員 今回の改正によりましてこれまでの営業用と自家用の格差は一段と広がったわけでありまして。増税の結果、自動車税におきましては自家用車は営業車の約四倍ぐらゐの税負担になる。そのほか取得税でも二倍、重量税でも二倍強、もう格差はどんどんと開いてきておるわけでありまして。道路を利用することは、これは同じでございます。それに伴う負担も当然同一化すべきでありまして、きわめて不公平だと思ひます。さらに営業車の値上げというものは、いま述べられましたように公共料金にはね返る、こういうことであります。営業用はこれらの税金は全部経費で落ちるのであります。勤労者サラリーマンの自家用は経費として落とすことができ

ない。その負担感是非常に大きいわけでありま
す。税制と物価対策、これを混同することは余り
好ましいことではございません。これ以上営業用
と自家用の格差を広げることは、私は大きな問題
になってくると思います。今後この格差がさらに
広げられるのか、あるいはもうこれでストップす
るのか、その辺についての見解はいかがござい
ますか。

○土屋政府委員 今回、営業用と自家用の格差を
設けましたのは、先ほど申し上げたようなこと
でございますので、繰り返し申し上げますが、私
どもとしては営業用と自家用の差というものはあ
ってもいいのではなからうかと思っております。
ただ、どの程度が合理的であるのかというよう
なことにつきましては検討する必要があるかと思
っております。

なお、営業用と自家用ともに非常に使用形態が
類似しておりますトラックとか三輪の小型につ
いては、御承知のようにいわゆる営目の格差とい
うものは余り設けてないわけでございますけれ
ども、一般の自動車についていわれるマイカーと
営業用のタクシー等との関連において差が相当
あるということでございます。この点について今後
どういうふうに考えていくかということについて
は、私どもとしてはその時点におけるいろいろな
な、もろもろの社会的な情勢というものを判断
していかねばならないと思っております。ござ
いまして、どうするということではございませ
んけれども、ただ、おのずからその営目の格差に
ついて、それは限度があるだろうというふうには
考えておりますし、おっしゃった御意見につ
いては十分注意をして今後考えていきたいと思
っております。

○西村(章)委員 昨年の当委員会の地方税法の改
正の質疑の中で、自動車税について車検の回数に
応じて負担の軽減を図るべきではないか、こうい
う質問に対して、当時の森岡局長は車検に応じて
税負担を軽減することは自動車税を一種の財産税
的なものとするものである、現在の自動車税はそ

ういう財産所有的な性格もあるが、むしろ道路損
傷負担的な性格の方が強い、したがって新車も中
古車も定額税率として、わが国の社会の事情
からすれば定額税率で道路損傷負担的な性格を強
めた税制の方が望ましい、こういう答弁をされて
おるのであります。それならば、新車と中古車が
同じように、自家用も営業車も変わらないのであ
ります。通常、道路損傷率は軸重の四乗に比例す
ると言われておりますが、この観点に立ちますな
らば、自家用自動車のみが負担率が非常に高い營
業格差を設けるのはきわめて問題でありまして、
不公平を増大すると一層不信感を強めるのであ
ります。先ほどの、昨年の委員会の質問の繰り返
しになりますが、車検の回数に応じて負担の軽減
を考へること、これをも一度御検討いただく余
地はございませんか。

○土屋政府委員 自動車の資産的な価値の面に着
目をいたします場合は、車検回数を多く重ねた自
動車は車検回数の少ない自動車よりも一応資産価
値というものは減少したというふうな考えられる
と思うのでございます。しかし、やはり昨年お答
え申し上げましたとおり、自動車税の道路損傷負
担的な性格から見れば、資産価値の大小に依
て道路損傷の程度に差ができるんだということも
言いくいわけでございます。先ほどから申し
上げておりますように、むしろ定額によって課税
する方が合理的であろうというふうな考えを
わけでございます。資産課税的な面、道路損傷負
担的な面、そこをどういうふうな絡めて現実
にマッチするような税制にするかということに常
に研究はしなければなりません。現段階にお
いては昨年お答えしたところと私どもは同じ考えを
持っております。

○西村(章)委員 自動車は、国民の重要な交通機
関として保有台数も今日では三千二百万台、これ
を超えておまして、冒頭に申し上げましたよう
に一世帯一台の割合で普及をいたしております。
特に地方の農漁山村、大都市から離れたところ
で、所得水準がきわめて低いにもかかわらず車の

普及率は非常に高くなっております。滋谷自治大臣の
御出身地であります福島県でもそうでございます。
す。全国平均よりも所得水準は低いけれども、車
の普及率というものは全国水準より高い、こうい
うことでございまして、これは自動車も生活
に欠かせないものに、重要な輸送用具、必需品に
なっていることを端的に示しているものでありま
す。ところが、今日現在自動車には九種類の税
金があります。買うときには物品税、自動車取得税、
持ったときには自動車税、自動車重量税、走る
ときにはガソリン税、軽油引取税、石油ガス税など
でありまして、自家用ユーザーの税負担は、仮
にいま九十万円で新車を買いますと、その後五年
間で八十五万円、年間約十五万円以上となつてお
るのです。これは就労者の平均所得税より高くな
つておる。昨年度の予算でも自動車関係税収は国
の歳入の約一〇％に当たるほどの金額、三兆円強
であります。国税、地方税を合わせた租税総収
入、金額にいたしまして二十八兆百七十七億円の
約一割を占めていることになりました。

本来、車は持つことによって価値がないのであ
りまして、むしろ利用することによって初めて価
値が出てくるものであります。したがって、利用
段階での課税に今後は重点を置く、固定資産税
的な性格のものについてはもっと軽減をするべき
だ。自動車に対する考えを自治大臣としていま申
上げた点からどのように考えられるか。固定資
産税的な評価ということでありまして、三年に一
度見直されるわけでありまして、およそそのよう
なっておりますが、できればこの今回の見直し
最後にしていただきたい、こういう気持ち強い
わけでありまして、いかがでございますか。

○滋谷自治大臣 国民がほとんどが車を利用する
という時代に入っております。ございまして、そ
ういう意味で自動車も国民にとって欠くことので
きない大事な輸送機関である、こういうこと、そ
れともう一つは、その自動車に対して国税、地方
税を通じて非常に大きな税負担がかかっておると

いうこと、御指摘のとおりでございます。
先ほど来の議論を私は拝聴しておったのでござ
います。やはりいろいろな問題があるようであ
ります。今後こういつた問題に対してどうしてい
くかということは、やはりこれからの国全体の税
負担のあり方というものを全面的に見直してい
なければならぬ、こういうときでもございませ
う。ただいまお示しいただきました議論というよ
うなものも十分ひとつ私どもも頭に入れて検討し
てまいりたいと思っております。

○西村(章)委員 自動車税につきましては、いま
申し上げたような観点から今後十分そういつた点
を考慮して税のあり方について御検討いただくこ
とをお願いいたしておきたいと思っております。
きょうは本会議が一時からだそうでございます
ので、若干質問が残っておりますが、時間の関係上
これで終わります。

○松野委員 次に、三谷秀治君。

○三谷委員 法人二税の落ち込みが非常に極端に
なりまして、これが大都市財源を直撃してござ
います。欠損法人と称して課税を免除される企業が年
増加してまいりました。

五十二年の欠損法人の数、そうして全企業に
占める比率はどれくらいになっておりますか。一
億円以上と十億円以上に分類をしてお知らせを願
います。

○土屋政府委員 一億円以上の全法人数が百二十
五万九千七百七十一という数でございますが、欠
損法人数が五十八万三千八百九十三、その割合は
四六・三％というふうになっておるわけござい
ます。

○三谷委員 十億円以上はどうですか。

○土屋政府委員 大変恐縮でございますが、ちょ
っと手元に十億以上だけを分離した数はございま
せん。後ほど調べお答えをいたします。

○三谷委員 資本金十億以上の大企業の欠損法
人、大阪で見えますと、四十九年で二〇％程度
でありましたが、五十一年、五十二年ともこれは
二五・六％に達しております。ですから、一億以

上の会社でも欠損法人が約半分、いまおっしゃいました四六・三〇は五十一年度と違いますでしょうか。五十二年度はもう少し増加をしておるはずであります、その点どうでしょうか。

○土屋政府委員 五十一年度でございます。

○三谷委員 五十二年度におきましては、その比率はさらに高くなっております。四八〇程度ではないかと思いますが、いずれにしましても、企業の約半数が欠損法人として事業税もあるいは府民税の所得割も免除されるという状況になっておるのでございます。これが地方財政に与えます影響はきわめて大きなものであることは言うまでもありません。

そこで、欠損法人といふのは一体どういう企業だろうか。概念的にはどういふことなのか、これを私お尋ねしたいと思うのです。たとえば、配当を出しているのか出していないのか、あるいは役員報酬を出しているのか出していないのか、正常な企業としての運営がなされておるのかいないのか。そういう点から見て、欠損法人の概念について私はお尋ねしたいと思う。

○土屋政府委員 税法上の欠損法人として考えます場合は、当該年度の益金の額から当該年度の損金の額を控除したものが、それが所得でございます。それがいわゆる赤字になれば欠損法人ということに税法上はなるわけでございます。それ以外に活動面においては、法人のそれまでの積み立てなりいろいろな問題もございまして、一概には申せませんが、当該年度については、大さっぱに言つてそういった企業の決算に基づく利益の額と所得とが一致する、その所得が欠損であるかどうかということと判定するということだと存じます。

○三谷委員 企業会計上黒字決算を出しながら欠損法人として申告をしておるという会社があるのではないかと。その内容を調べてみますと、それは多くの場合、租税特別措置によりまして内部留保が行われていく、つまり、所得の圧縮がなされておる。こ

れが一つの状況であります、また会社の決算が明白に黒字であるにもかかわらず欠損法人として扱われておる企業もあるのではないかと。いろいろに思ひますけれども、そういうことがあり得るのでしょうか。

○土屋政府委員 税法上の欠損法人であるかどうかという点と、それから、商法上の欠損とは違う場合がございしますので、おっしゃるようなことはあり得ると存じます。

○三谷委員 そうしますと、黒字を出してそして利潤が上がつておりましたも欠損法人になり得るという場合は、どういう場合なんでしょう。

○土屋政府委員 黒字を生じてということの意味でございますが、たとえばこの商法上決算において欠損を生じた場合におきまして、過去の課税済みの利益を取り崩して埋めるといふようなことができません。そういったこともできますが、税法上は特に繰戻還付のようなものを受ける場合以外には、欠損金は翌期以後の利益から繰越控除をすることができるといふことが清算をいたしますから、税法上と商法上とは違ふ。だから商法上において、一応税法上の欠損法人であっても利益を生ずるといふことはあり得るということが言えるかと思ひます。また本来の事業について欠損を生じた場合におきまして、税法上益金に算入されないほかの企業からの受取配当によつて決算上黒字になるという例もございまして、そういったこともございまして、それは税法上の欠損でございまして、それは黒字処理と申しますか、他の方法によつて商法上は欠損を生じないというような場合もあり得るかと思ひます。

○三谷委員 これは説明が非常に総括的ですからよくわかりませんが、それでは具体的に少しお尋ねをしたいと思ひますが、いわゆる欠損法人といふものが出来ます一つの根拠として、租税特別措置ないし法人税法によりまして内部留保と税引当金、準備金等がかなり大きな影響を持っておりますと思ひますが、いまの企業の全体の状況から見まして、そういう特別措置や法人税法等によりま

して欠損法人になっている企業はどれくらいになるのでしょうか。

○土屋政府委員 私ども直接この課税をしていない立場でございますので、にわかのお尋ねでは、ちよつと具体的にはお答え申し上げにくいわけでございます。

○三谷委員 五十二年の決算で大蔵省の方で調べたいだいていと思ひますが、丸善石油、東洋工業、東洋紡績、東洋レーヨン、帝人、三菱油、住友化学、富士電機等は、これは欠損法人でございましてか。

○富尾説明員 お答え申し上げます。

いまお名前が挙がっております会社のうち、商法上黒字で、商法上利益を計上している会社を申し上げます。丸善石油、東洋工業、東レ、帝人、三菱油、住友化学工業、富士電機製造、以上の会社でございます。

○三谷委員 この会社が、何ですか、これは。

○富尾説明員 商法上当期の利益を計上している会社でございます。

○三谷委員 これらの会社は、しかし欠損法人になつておりますが、これはどういうわけなんでしょうか。

○富尾説明員 お答えいたします。

いま御質問の趣旨は、税務上欠損法人になつていかどうかというお尋ねと思ひますが、その点につきましては、私も企業会計の所管でございまして、税務上のことはちよつとわかりかねます。国税庁の所管でございまして、そちらの方にお答えをいただきたいと思ひますが……。

○五味説明員 お答えします。

せつかくのお尋ねの件でございしますが、お尋ねの件は、個別法人の申告なり調査の内容の事柄にわたりますので、答弁は差し控えていたさせていただきます。ただ制度として、法人税法百五十二条の規定によりまして、年間の申告所得金額が四千万円を超える場合にはその法人名あるいはその所得金額等を公示する制度となつておりますので、昭和五十二年度において公示された

法人はどれかというお尋ねであればお答えできると思ひます。

○三谷委員 私の質問とお答えがどこやらが焦点が違つていふようでよくわかりませんが、私の調べましたものでは、いま申し上げました企業は欠損法人として税金を払つていない。法人税はもちろんでありますが、事業税も払つていないければ住民税の法人税割も払っていないという会社であります。もつとも、これはもつとたくさんありますけれども、羅列しておりますと限度がありませんから代表的なものを幾つかここで指摘したわけでありまして、これらの会社はいずれも税務申告は所得なしになつております。しかし、商法上といひますか証券法ですか、例の有価証券報告書、これなどを見ますと、いずれも黒字が出ております。しかし税務上は所得なしといふことで扱われておりますが、これは一体どういうことになるわけでしょうか。

○土屋政府委員 私ども先ほど申し上げましたように、直接課税する立場にございせんので、個別の状況はわからないわけでございますが、總体的に考えますと、先ほど申し上げましたように、税法上の所得と商法上における決算のやり方というものは違つてございまして、本来の事業では赤字になつても他企業からのたとえば受取配当によつて決算上黒字になるといふようなことがあつてございまして、こういった場合は、税の仕組みといたしまして益金不算入といったような制度に基づいて差ができておるわけでございます。たとえば、課税済み所得に対する二重課税等を排除するためにできた、こういった説明ができるわけでございます。税法上欠損である法人が配当を行つたといふことは是非とは直接には関係がない、それはまさに税法上の仕組みの問題であらうと思つておるわけでございます。

○三谷委員 それもまた、私よくわかりません。黒字として黒字が出ておる会社の報告書によりまして、経理上黒字が明らかに出ておる。そこで、たとえば税法上のいふような処置、繰越欠損の処置

だとかいろいろあるわけですが、そういうものを行った上でなお黒字が計上されておるといふのが無税というのはどういうわけだろうかといふことでございます。

○土屋政府委員 税法上は、当期の課税所得を算定いたします場合に、先ほどから申されましたようないろいろな特別措置もございまして、税法上のいろいろな制度に基づいて所得を計算するわけでございます。損金の額がどうだというように、そこで決まった方法に基づいて所得を計算し、それに課税するということになるわけでございますから、その当期決算において税法上赤字を出すということになりまして、それは先ほど申し上げましたように、繰戻金というようにあることがあれば別でございますが、それ以外には繰越控除をするという形で出るわけでございます。それは形の上、税法上では赤字というわけでございまして、繰越控除をしないわけでございますけれども、ただ、たとえばその企業が従前までは非常に景気もよかったというようにあると、当期は欠損金も積み立てておったという場合に、当期は欠損金であったがそれを取り崩して埋めるといったようなことになりまして、有価証券報告書においてはそこはそれを取り崩した形で報告をされてくるわけでございますから、差は出てくるわけでございます。それとまた、税法上ですにも課税された受取配当、益金不算入にされております受取配当によつて結果的には赤字にならないといったような実態がある場合でも、税法上は赤字、損金を生じたというわけで繰越控除をするというところはあり得ると思うわけでございまして、そこらの制度の問題だろうと私の方は考えております。

○三谷委員 この問題の一つの重要な点は、いわゆる租税特別措置等によりまして取り扱い、つまり内部留保という処置がきわめて不合理なものがあるという点です。日本航空というのがあります。これは五十二年の有価証券報告書によりまして、税引き前の当期利益が百三十二億になつて

おります。ところが前期の繰越損失金が百六十六億ありまして、これをこの利益から控除する。そこで、五十五億の欠損となつております。ところがこの欠損処理の中では、特別償却準備金というのが三百五十三億あるわけなんです。これは普通の償却準備金ではありません。特別償却準備金だけで三百五十三億になつてゐる。合わせますと、四百二十五億であります。そういう準備金というものが利益から控除されておる。それから納税もしてありますけれども、法人税の引当金が二十二億、これも利益から控除されている。しかし、これは赤字法人ということで実際には税金を払つておりません。ですから、払っていない税金まで引いたこととして期末の決算の数字が出されておる、こういう状態になつております。こういう状態を見ますと、これは欠損法人は幾らでもできるだらうという印象を私は持つわけでありまして、これは丸善石油についてもそうでありまして、五十二年決算で見ますと、税引き前の利益が七十六億円になつておりますが、ここから法人税等の充当額、つまり税の充当額二十四億円控除してあります。さらに前期繰越損失金が五十一億円、これは充当される。そこで、当期の未処分利益金がわずかに千六百万円になつてしまふ。そうしてこれが欠損法人となつておる。この法人税等充当額二十四億というのはいわゆる欠損法人ですから払われるものじゃありませんが、払われぬものが会計処理上は払つたということにして支出としてこれが計算されておる。こういう状態を見てみますと、どうも私は欠損法人というものの内容がよくわからないのです。それをひとつよくわかるようにはお知らせしてはしむと思ふ。

○五味説明員 ただいまの御質問でございましてけれども、私、国税庁でございまして、税務上申し上げますと、いま御指摘になつた丸善石油でございまして、これは五十二年三月末の事業年度でございまして、これは所得が公示されておりますので、赤字法人ではございませんので、念のためお伝えしておきます。

それから、あと一般論として、企業会計上黒字で当期の所得が税務上赤字になる。先ほどいろいろ税務局長もお話しになつておられました。かなり大きいのは繰越欠損金があるということでございます。規定によりまして五年間繰り越しができるといふことでございまして、特に不景気の後にはかなり大法人も赤字を抱えておられますと、それを繰り越して埋めていくのに大分かかるということ、当期は黒字であつても繰り越しを埋めたためにその黒が出ないというふうなことがあることを申し上げておきます。

○三谷委員 繰越欠損金というのは、当期の利益を計上しました後、そこから前期の繰越損失金とか未処分損失金を控除するという措置がとられておりますから、いまの御説明では私は少し納得ができません。当期の利益の計算が一応行われまして、それから繰越損失金等が算入されるという様式になつておるのでございまして。

〔委員長退席、衆議委員長代理着席〕
ですから、この繰越欠損金の問題は当然ここにも出ておりますからよくわかるわけでありまして、それをのけましても、なおいま申しましたように、黒字でありながら欠損法人の扱いを受けておるのはなぜだらうかということでございます。それから、丸善石油は、いまの話では赤字会社ではないといふことでありますが、それではこれは五十二年度におきまして、国税、地方税を払つておるのでしょうか。私の調べた範囲では、これは欠損法人として税は免除されております。

○五味説明員 お答えいたします。
丸善石油は、決算期が五十二年四月から五十二年三月期分については、公示された所得が十一億六千七百万といふことでございまして、税金が納められたかどうかは確認しておりません。ただ、公示された所得金額があるということをお伝えして答弁にかえさせていただきます。
それから、先ほどの繰越欠損金後の金額、これは税法上の所得金額ということになつております

ので、私がお答えしたことは間違いがございませんで、念のため申し上げておきます。
○三谷委員 いまおっしゃいました繰越損失金などを差し引きまして、そして当期の最終的な決算が出るわけですが、その場合でもなお黒字がたぐさん残つておる。たとえば五十二年で申しますと、東洋工業で二十億の黒字になつておる。東洋紡績も十八億の黒字です。東洋レーヨンも四十三億の黒字、帝人も五十二億、三菱油化も十五億、住友化学も十五億、富士電機で十八億、こういう黒字額が最終的には計上されておりますが、しかしこれも欠損法人として税を払っていないといふふうに私は調べておりますが、その点はいかがでしよう。

○五味説明員 ただいま掲名された法人、東レ株式会社でございまして、これも五十二年四月から五十二年三月期は公示されております所得金額二億四千六百万、それから帝人と同じ事業年度、五十二年四月から五十二年三月期でございまして、九億四千九百万、それから三菱油化は五十二年一月から五十二年十二月といふことで二十三億三千六百万、それからもう一つ言われました……（三谷委員「住友化学、富士電機です」と呼ぶ）富士電機製造株式会社は五十二年四月から五十二年三月まで三十一億九千六百万といふことでございまして、いま最後に言われた法人は公示されております。ですから、税金を払つたかどうかといふことについてはいまお答えするわけにはまいりませんが、所得金額はこういうことになつております。

○三谷委員 そうしますと、これは欠損法人ではないといふことだと思ひますが、これがもしも税を払っていないわけばどうなるわけでしょうか。
○五味説明員 仮定の問題なのでちよつとお答えできませんが、ただ理論的には、やはり課税所得にならないといふこと、税額控除といふことで納付税額がなくなるといふことはあろうかと思ひますし、そのほかにも私が気がつかない点があるいはあるかと思ひますが、とりあえずいま

してもかなり以前から事業税において外形標準課税というものを持ち込んで、そこらの的確な課税負担をしていただきたい、こういうふうな考えておったわけでございます。その考え方はいまでも変わらないわけでございますが、たまたま国及び地方を通ずる財政収支の大幅な赤字をカバーするために一般消費税と申しますか、そういう形で

想が事業税の外形標準課税で考えられておつたやうな一種の付加価値、今回の場合は消費型の付加価値でございますが、そういうたものを課税標準とするというやうなことで、非常に類似しておるというところでございますので、納税者の便宜等も考え、その中でいまの問題を片づけようというところで努力しておるわけでございます。

もちろん、これはまだ帰趨がわかりませんから、その際是可以できるかできないか。そういう帰趨も見きわめて対応しなければなりません。が、現在においてはそういうこともカバーできるやうないまの制度が実現できるように私どもは期待をして努力をしておるつもりでございます。

○三谷委員　いま、たまたま一般消費税の問題がいろいろ取りざたされておるといふ状況ではあります、しかしまだ確定したものでない、何でもない。しかし事業税を所得を基準にして取る逸脱しない。

たやり方というものは早くから指摘されてゐる。ですから、いま所得を基準にして事業税を、事業の内容を捕捉するとおっしゃつておりますが、所得課税をやるのであれば、これは事業そのものに對する税にはならぬわけだ。これは所得以前の問題なんだ。事業をする際に、所得以前の前提として一定の受益的な負担をする。地方自治体に対してもやつていくというたてまえのものであつて、たまたま事業をやつたけれども、経営がうまくなくとももうかなくなつた。それなら税金は払わぬでもいいという性質のものではない。物税はそんなものじゃないでしょう。物税という観点に立つた改善処置をなぜとらないのかということなんです。それでいままたまおっしゃいましたが、それじ

やどという外形標準をとるかという問題になっていきますと、いろいろ議論があります。ありますが、私どもは、資本金や内部留保金を対象にすべきである。元来内部留保されておりましたいろいろな引当金や準備金などは税がかかっていないわけですから、それを対象にして課税するというのは道理のある話であって、そういう処置をとりますならば物価にはね返る心配もない。そして、一定の税取増も図り得るといふ観点から私どもは以前から主張してきておりますが、一向にこれを実施されようとしていない。もっとも知事会の外形標準課税というのは一種の付加価値的なものでありますから、内容が若干違いますが、しかし知事会でもそのことを主張しておるといふ状況の中で、なぜこの問題に真剣に取り組もうとされぬのか、まことに私は不審にたえません。その点はいかがですか。

○土屋政府委員 事業税の性格にかんがみて外形標準課税的なものを取り入れた、これはいまおっしゃった考え方と私どもと変わってないと思うのでございます。ただ、そのやり方として、たまたまいまお話しのごさいました知事会等では、一応、基準となる外形の見方を一種の付加価値でございまして所得プラス給与プラス利子プラス地代、家賃、こういう表示をされておりますが、要するに付加価値として取り上げられておるわけでございます。そういう見方もございまして、ただいまは留保金というものに着目したかどうかということでございますが、内部留保というものは企業の総売り上げの中から出てくるわけでございます。そして、今回考えられております新税というものは、そもそもの売上げの中から仕入れを控除した、そういうものが全体的に一種の消費型の付加価値でございまして、これを課税標準として考えておるわけでございます。非常に幅は広いわけでございますから、その姿から見れば、私どもが事業税の外形標準課税で考えておったものと変わらない、そういう意味で実質的な解決になるのではなからうかということでございます。

で、所得よりもそういう新しい課税標準というものを頭に描いて新税を考えておるわけでございます。そういう方向で解決が図れば従来の私どもの考え方も実質的に解決される、こういうふうにしておるわけでございます。

○三谷委員 あなたのお答えは大変長いけれども、中身が非常に乏しくて満足できないのです。が、先ほどから私が指摘しておりますのは一つの理念があつて、それに基づいて物を言っているであつて、一般消費税というものは一般消費者全体を対象にして、しかも所得の低い人ほど負担が重くなるというような性質を持っているものであつて、私が言っている事業税の改善の方向とはまるきり反対のことなんだ。

私が言っているのは、大企業というものが非常に税の軽減がなされておる、これに対して物税を課して——事業税を払わぬというふうな状態、つまりいま企業の半数が事業税を払わぬ、地方財政に対する負担をしないという不都合なことがあつていいのだから、それを是正しますためには、事業税本来の目的である事業そのものに對する課税を実施すればこれは解決する問題だということをやっている。ところが、一般消費税なんというものは、単に事業だけではなしに、たくさん国民大衆を対象にして重課をやらうという性質のものであつて、これとそれと同一のもものではおまへんがな。それを一緒にして問題を提起してもらつては困ります。

それで、いまの点から申しますと、たとえば、私は大阪におりますが、堺の臨海工業地帯、これは局長も当時大阪に在任されておつて御承知だと思ふけれども、これが関連投資一兆七千億と言つてゐるのです。この中には国の金も入つておりますが、地方自治体の単独事業もずいぶん入つておる。その中で税収はどうかといふと、昭和三十六年から五十二年まで十七年間に税収は三百六十一億にすぎないのだ。投資一兆七千億に對して三百六十一億の税金が十七年間に入つた。しかも、府下の工業に占めます堺・泉北の位置を見ま

すと、汚染物質NOxの四一・八%を吐き出している。大阪府下全体の約半分がこの臨海工業地帯から出てきておる。そして電力は府下全体の企業の四一%を使つてゐる。工業用水は府下全体の二二・三%を使つてゐる。そして大阪府下の工業用地の一七%の面積を占めておりますけれども、事業税は府下全体の企業のわずか一・七%にすぎない、こういう状況になつてきてゐる。つまり、今日、行政受給を受けて上から見ましても、いかに不合理な状態になつてゐるかわかるわけなんだ。この一・七%というのは、さつき国税庁や大蔵省が説明されたように、いろいろ複雑な大企業優遇の税の制度を設けておつて、それによりまして事業税の収入が妨げられておるとするならば、何も所得にリンクさせる必要はないのであつて、これはもとが所得を基準にして設けられたものではない。もともとは事業そのものの、その物そのものに對する税として設けられたものでありますから、その税の設立された本来の目的に沿つた課税をやるといふことがなぜできないのか、これはどこがよくないのか、この点を私はお尋ねしたいと思ふのです。

○滋谷國務大臣 先ほど来からの御議論に對してお答えをいたします。

三谷委員先ほど来から不公平税制ということ取り上げておられるわけでございますが、それは恐らく現在まで実施しておる政策減税を指して不公平税制と、こゝ言われておると思うのであります。私どもはあくまでも政策減税というところをえ方しておるわけでございます。それが即不公平税制だといふとらえ方にしては、賛成するわけにはまいりません。ただし、税が公正でなければならぬといふのはおそそ税の基本原則でございますから、どのような税にせよ、その内容が不公平である、公正を欠いておる、こういう点があればその点は是正しなければならぬという点については、私どもも全く同じような考えを持っておりますわけでありませう。

に、確かにいままで実施してまいつております政策減税は、その大部分のものが高度経済成長時代に立案をされ実施されてきたものであることは、もうまさに御指摘のとおりでございます。しかも、現在は経済の機相が全く変わつて新しい状態に直面しておるといふのもそのとおりでございます。ですから、そういう意味で、高度経済成長時代につくられてきた政策減税というもののあり方、その内容、それも新しい立場で見直さなければならぬ、そういうことも、私はその点で全く同意見でございます。大蔵省におきましても、そういうふうな考え方立つてこそしも相当な政策減税の見直しもやり、一部分は実施に移しておるわけでございます。これはもう総理も大蔵大臣も予算委員会でもたびたび今後ともそういう政策減税の見直しは引き続きやつてまいりたい、このように答弁をいたしておりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

それから、先ほど来御質問のございました外形標準課税をなぜ採用しないかという御質問でございますが、確かにこれは、私は素人でございますけれども、現在の事業税を外形標準課税に直すべきではないかという議論、大分前から熱心な議論が交わされておつたということを承知いたしております。それは確かに一つの考え方でございます。そういう形にすれば地方税の税収が相当大規模にふえるわけでありませうから、財源不足に悩んでおる地方自治体にとっては、それが実施できれば相当な財政状態の改善になるわけでありませう。ただし、現在までは、とにかく利益が上がつたところからその上がった度合いに応じて税金をいただく、こういう仕組みでやつてきた。それを利益のあるなしにかかわらず事業活動が行われておればそれを対象として税金を取る、こういうことに切りかえるといふことは、これは税制上の大変な変革でございますから、その点は各方面の意見も聞きながら、本当に掘り下げた検討が必要であると考へております。

いづれにしても、私、この委員会でもたびたび申

し上げておりますように、とにかく国、地方を通ずる財政再建というものが最も緊急な、最も大きな課題になってきており、それに対して全面的な取り組みをしなければならぬというときに来ておるわけでございますから、そういう全体的な取り組みの中で、ただいまの御議論等も私どもも十分頭に入れたら取り組んでまいりたい、このように考えております。

○三谷委員 この問題は、もともとが事業税というものはそういう目的でできたものであるというものであって、途中、今日において目的を変更して特殊な税の徴収手段をとるべきだと言っておるわけではございません。これは所得税の付加税扱いになっておるわけであって、そういう性質の税ではないということ、これは自治省も私も認識を同じくしておると思いますが、にもかかわらず依然として所得課税が行われておる。今日のように半数が税金を納めないという状態になってもそれが放置されておるといふ状態を見ますと、本当にこれは地方の財政問題について真剣に討論されておるのか。しかも、今日不況の中で失業者もふえ、倒産もふえておりますが、中小企業の扱いは別として、大企業などが、特にさつき申しましたように、いろいろな地方自治体などの行政上の恩恵を受けながらやっていると、それに対して税を払わない、全く払わずに済むというようなことは、これは常識上から言いますと、まんでできることではありません。

それから、大臣は、不公平税制ではない、政策減税だとおっしゃいましたが、世上では政策減税のことを不公平税制と言っている、私はそういうふうな認識しておるのであります。ですから、高度経済成長の過程におきまして、日本の大企業を国際的な競争力に耐え得るものにするために、税の面で金融の面でも予算の面でも、いろいろな特別措置をおとりになった。その税の面の特別措置がいまだに残ってきておる。今日、政策はかなり転換されたわけですから、実態は知りませんが、一応方針としてはそうなっているわけであり

ますから、当然それに基づいた転換を行って、そうして不正を是正すべきである、その幾つかの例を私はきょうはここで申し上げたわけでありますが、時間の関係もありますので詳しいことは質問もできませんでしたが、幾つかの例を申し上げたわけでございます。それについて、まあいま大臣が最後にそういうお答えをなさったようでありまして、繰り返してお聞きはしません。が、今度は少し具体の点についてお尋ねしたいと思います。

今回の地方税法改正案の中に、昨年成立しました特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づく認定中小企業者に対する税法上の優遇措置、これが決められております。法人につきましては租税特別措置法の改正で同様の措置が講ぜられております。これは通産省の認定したいわけゆる三十の特定不況地域に限定されておるものですか。自治省が指定しました百三地域につきましては適用されないのでしょうか。適用してしるべきではないでしょうか。

○土屋政府委員 いまのお尋ねの点は、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の認定中小企業について特例を設けておるわけでございます。自治省施策の地域については特別の繰越控除の特例措置は講じてないわけでございます。この認定中小企業、例の中小企業対策臨時措置法の認定中小企業におきましては、国税で純損失あるいは欠損金に係る税額の繰戻還付の特例を受けた個人、法人について、地方税法上は繰越控除の特例を設けて三年から五年に特別延長するというやり方をしておるわけでございますが、この自治省の特定不況地域繰越控除の特例の場合には、現在の事業税なり住民税の課税の仕組みから、住民税だけでそういった企業に対応してそれを繰越控除するということは、いまの仕組みからはなかなかできにくいわけでございます。特に今回の繰戻還付は、通常前年との関係で、前年の欠損の繰戻還付をすることはいまはございますけれども、それを三年延ばそうというところでございます。国で特別とした場合はやり

得ますけれども、地方自治体自体でそれを別な観点で、その分を繰越控除というところで通常の三年から五年に引き延ばすということでございます。それから、地方自治体だけで、国がやっていない場合合にやるということ、これは税の仕組み上なかなかとりにくいということでございます。地方税ではこれは技術的に措置することはできないというふうなことを考えております。

○三谷委員 これは大蔵省もお聞きになっておるわけでありまして、大蔵省の意見もお聞きしたいわけでありまして、特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づきます特定不況地域は政令で定められておるわけでありまして、その基準は、中小企業庁の説明によります。特定事業所の相当規模での廃止それから縮小によって中小企業に影響が出ていること、工業出荷額全体に占める特定業種の出荷額の割合が三分の一以上であること、常用求職率が全国平均の一・五倍以上であること、この三点がこの基準だと聞いております。

一方、自治省が指定しました不況地域です。大阪にも十市町がありますが、これについて見ますと、これらの基準にはほぼ合致しております。同じ状況にありますけれども、たまたま通産省が指定をいたしました特定不況地域、それから自治省が指定をいたしました認定不況地域、大蔵省の認定不況地域、企業の当面しております問題は一緒であるけれども、通産省が指定したものはそういう特例措置をとる、自治省が指定したものはそれとらない。こういうことになってきますと、なぜだろうかと、役所によって差があるのかという単純な疑問も出てくるわけであって、同じ不況地域として扱うのでありますならば、これは自治省が指定しようとする通産省が指定しようとする、当然これは同一の制度を適用すべきであると思いますが、どうでしょうか。これは大蔵省でしようか。

○五味説明員 せっかくの御質問でございますけれども、税制改正に関するところでございますので、それは大蔵省の主税局で、所管が違いますので、お答えする立場にございまして、御容赦願

いたしたいと思います。

○澁谷国務大臣 基本的な問題でもございすから、私からお答えをいたします。

私は率直に申し上げますと、自治省が指定した地域も、不況を受けた被害、そういったものは実態的にはそう大きな変わりはないわけですから、同じように税制上の優遇措置を講じた方がいいと思っております。

ただし、いずれにしてもこれは法律でやっておるわけでありまして、法律では、御案内のように三十一ですか、こういうふうにも限定をして政令で決まっております。自治省が幾らそういうこの法律を改正しないで、自治省が幾らそういうふうにしたいと思っても、これはどうにもなるものではありません。

大事な問題でございますから、今後の研究課題としてひとつ取り組んでいきたいと思っております。

○三谷委員 おっしゃるようには法定されたわけでありまして、法定以前に、当然これは自治省、通産省、大蔵省などは協議をしまして扱いの平等を期するという措置をおとりになるのが至当ではあるまいかと私は思っております。

それで、これにつきましては自治省指定の特定不況地域を同率に扱うということのために早急に御尽力願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○澁谷国務大臣 基本的には、自治省も中に入っている、通産、労働、自治省、こういったものが一体になって法律をつくるということが私は望ましいと考えております。私が就任以前のことでございしますが、自治省も大分努力はしたようでありまして、ところが、なかなか通産、労働あるいは大蔵との話し合いがまとまらないで現在のような形になったいきさつだそうでございます。しかし、とにかくこの問題は、御指摘のように問題があることは事実でございますから、今後とも私は、自治省の主張もできれば法律の中に取り入れて、政府が一体としてやれるような方向に持っていきたい、このように考えております。

○三谷委員 大蔵の方、主税局の担当者はいらっしやいますか。——来ていませんか。主税局の方をお願いしておきました。この優遇処置が白色申告者には適用されない、つまり、青だけ適用されている、この理由はどうか。わかりませんか。

○吉住説明員 私から御答弁申し上げるのが適切かどうかは問題がございしますが、法人税の繰戻金付は、継続して青色申告をやっている方について認められるということでございまして、それに対応いたしまして、繰越控除も同様の取り扱いということになっております。

○三谷委員 それはそれとありますが、白色申告はなぜ対象になりませんかというのが私のお尋ねした趣旨であります。

○吉住説明員 やはり過去にわたりまして帳簿を保存しておきまうとか、あるいはその帳簿の信憑性といったような観点から青色申告に限られているというふうには理解いたしております。

○三谷委員 白色申告、青色申告は申告者の自由であって、どういう手法で申告をしようとするかは納税者の選択に任ざれておるとい性質のものであります。白の場合でもこれは当然根拠もありまして、税務署もこれを認めて税額を決定するということがありますが、白だけを除外するというのは片手落ちではないかと私は思っております。

たとえば円高関連中小企業対策臨時措置法に基づきます融資などは、通産省は白とか青とかの区別はしていません。そして公平に融資を行っておるわけでありまして、この場合も、税制面で差別するというのはおかしいではないかと思っておりますが、どうでございますか。

○土屋政府委員 国税の分まで私がお答えをする立場にはないわけでございますが、いまのような融資の場合は企業の実態等を見てそれなりの判断ができると思うのでございまして、非常に厳正な所得計算等をいたします税制の場合は、それを判定いたします場合は、過去にこういう状況であったという正確な信憑性を持った帳簿という

ものがなければ判定しにくいということもあって、ただいまのような制度にしておるのだと思えます。そこは、全般的に、融資をするという場合と厳密な税制計算上とはやはり差を設けざるを得ない。特に、現状の判定と過去にどうであったかということとでさかのぼる場合とではやはり差があるのじやなかろうかという考えを持っておりましてございします。あるいは国税当局の違ひ意見があるのかもしれませんが、私はそのように認識しております。

○三谷委員 国税にかわってお答えになったお答えが大変よくないと思ひますね。

それならお尋ねしますが、申告書が優遇処置を申請する場合は根拠を示すわけですが、書類を整えるわけですが、恐らくそういう制度になっていると思ひます。ですから、その書類や、あるいは示す根拠を審査するということが行政の事務であって、白とか青とか、概念的に頭から決めてしまいうという扱いをすべきものではないのです。ただ青でやっておりますと、あなたがおっしゃいますように帳簿が完備しているということと、根拠が非常に示しやすい、説明もしやすいということになってくる。白の場合に、これが全くでたらめなものであるか、あるいは帳簿もろくにないものであるか、申請段階におきまして、これは書類が不十分であるし、根拠もない、だからだめだ、こうなってくるわけですが、つまり、申請をする権利は同じ状況に置かれておる者はすべてであるのであって、ただそれを認定します場合に、青色の方がより正確だからやりやすいとか、白の場合は正確だからやりにくいとか、あるいは除外されるとか、そういうことはあり得るでしょう。しかし、頭から青と白とを分別して、白には権利を認めない、そういうことはすべきことじやありません。それは行政の公正に反する問題です。だから、これは変えてもらふ必要がありまして、果たして国税庁がそういう方針かどうかはわかりませんが、恐らく連絡はあるでしょうからお答えになったのだと思ひますが、それでありますならば、そ

このところはやはり改正してもらふ必要がある。それから白色申告にしましても、これは毎年毎年税務署にちゃんと申告をしまして、税務署が一定の調査をしながらこれを認定するわけでありまして、当然帳簿もあれば根拠もあるというものですから、白色申告者はまるであらぬ申告でもしているというふうな言い方、そういう見方、考え方に立つてやられますと、いまのように差別が出てくるわけですが、まあ、しかしこれは大蔵の問題らしいが、大臣がお聞きになっておりましてどうお考えでしょうか。

○滋谷国務大臣 とにかく税務局長は自治省の税務局長でございまして、国税をどうするという立場にございまして、適切な答弁ができないのはまことに遺憾でございます。大事な問題であると思ひますので、三谷さんからこういう趣旨の質問があったということは私の方から大蔵省の方に十分伝えまして、それに対する対応をどうするか、準備するように連絡をしておきますので、いづれ別の機会に改めて大蔵省に質問をしていただ方が正確な答弁が得られると思ひますので、そのようにお願いいたします。

○三谷委員 自治省の指定しました地域にかかわる問題は、これは自治省の権威の問題にもなりまして、自治省の指定なんというものは業者は直接大した効果がないということよりも、自治省の指定は非常に効果的であったという方がやはり望ましいわけですから、その点は前段の問題。

後段の問題は、住民はひとしく平等に扱われる、そしてそれが採否の決定をされます場合に、資料が足りなければそのときに否決されるという行政上の当然な処置がなされるべきだと思ひますので、大臣からもそういう点についてひとつ大蔵の方に、何というか、取り次ぐんでなしに、大臣の所見として大蔵の方に申し入れてほしいと思ひます。

○滋谷国務大臣 何分、税については私は素人でございます。とっさの質問に対して自信を持ってお答えするほどの勇氣を持ち合わせておりませ

ん。しかし、御議論の趣旨はもう十分理解できますので、明日閣議がございましてから、御趣旨の点は大臣に御伝えを申し上げます。

○三谷委員 最後に、交付税の関係はお越しになつていただけますか。——それではお尋ねしておきますが、これは後で交付税の審議があるわけでありまして、その審議以前にちょっとお尋ねしておきたい。

大阪の松原市などの例を挙げまして、交付税の基準財政需要額の算定の基礎となる単位費用について、実態を十分反映したものでないという点を昨年私は指摘しました。小学校の経常経費について、光熱水費が単位費用に用いられている単価と実際の支出額とではかなりの差があるということ、指摘しましたが、自治省は調査を約束されましたが、調査されましたか、そして改善されるかどうかお尋ねしたい。

それからもう一つは、ごみ処理に伴います最終処分に関する費用について、経常経費については単位費用に含まれていない件を指摘しました。これは十分でないといえ、一定の改善がなされました。しかし、投資的経費については、処分場そのものの確保が依然として続いております。仮にこれが確保された場合には設置費がかかることになりまして、厚生省の設備補助も最近始められておりますが、交付税上も何らかの措置をとるべきではないか、これについてお尋ねをしたのであります。もしも何らかの方針が決まっておればお聞きしたいと思ひます。

○石原(信)政府委員 お尋ねの第一点であります。が、小中学校費における光熱水費を初めとする学校の需要費につきまして団体によってかなり交付税算定と実態との間に乖離があるという点について、昨年度もこの問題が指摘されたわけでありまして、私どももその後さらに全国の各地について実態を調査いたしております。

その結果、現在の交付税算定の額につきましては、全国的な水準としてはおおむね妥当な水準になつていないかと考えております。た

だ、大阪周辺など地域によってかなり違いがある、また大阪府周辺の都市につきましても個々の市ごとにかなりばらつきがあります。そこで、これらのばらつきの内容が各市の方針の問題、やり方の違いによるものなのか、あるいはその地域全体の客観的な条件の差によってその水準の差が出てきているのか、これらの点をいろいろ検討してみたいわけであります。

それで全体として、五十四年度の単位費用の積算におきまして光熱水費に例をとりますと、私どもは前年対比で一九％以上の増額を予定いたしております。また、そういったしましても、なお大阪周辺などの例からしますと十分でないという見方もありますので、この点は各地域の財政需要の差を反映させますための態容補正係数の決定の際に加味してまいりたいと考えております。

それから、ごみ処理の問題であります。特に埋立処分施設につきまして五十四年度から補助制度ができましたので、この地方負担額につきましてはいわゆる事業費補正の対象として取り上げ、その財政需要への算入を的確化してまいりたいと考えております。

○三谷委員 従来は小学校百三十二万という電気料金でありましたが、これは百五十八万に、中学校は百四十六万を百七十五万に改善する、こういう処置がとられるわけですか。

○石原(信)政府委員 そのとおりでございます。

○三谷委員 それから、ごみ処理施設の設置費につきましては、五％は交付税の事業費補正でやる、二〇％は財源対策債を充てる、元利償還は一〇〇％交付税で見ると、残りの七五％分は地方債を認める、この元利の五〇％は交付税で処置する、こういう改善処置が行われるわけですか。

○石原(信)政府委員 地方負担額につきまして九五％の起債充当を行う、それから残りの五％は単位費用の積算上カウントする。その九五％の地方債のうち七五％分、これは従来から充当率七五％でございますが、これにつきましては、いわゆる事業費補正を通じてその元利償還金の五〇％

を基準財政需要額に算入いたします。また九五％のうち二〇％分、これは財源対策として充当率を引き上げた分でございますが、これにつきましてはその元利償還の全額を基準財政需要額に算入する、このような扱いにいたしております。

○三谷委員 最後に一つお聞きしておきます。

宅地並み課税、これはことしもまたはおかむりして、いまの根をを残したままで三年間現行の処置を延長することになったようであります。これは昭和四十四年に新都市計画法が施行されてからすでに十年たつておる。十年たつてもなおこれが実施できないということは、実施ができない社会的な根拠が明らかにあるわけだ。これにつきましては、私はしばしば質問してまいりましたが、憲法上の問題も含む重要な問題ですから、これは容易に実施できるものではない、だから撤廃すべきだということをおし上げてまいりました。昨年の十月にもそういうことを申し上げてまいりました。これが三年間延期されたというわけでありまして、これを廃止する意思はないわけでしょうか。

○森谷国務大臣 この問題は全く対峙する二つの意見、考え方があつて、これは御承知のとおりです。したがって、今回の税制改正の際も、どうしても両方の意見が噛み合わないわけなんです。したがって、非常に基本的な性格を持つ問題でもございまして、あと三年間かけてじっくり相談、討議をしよう、こういうことになったわけでございますので、これを廃止するとかどうとかということとは全然決めてもおりませんし、とにかくこれから真剣に三年間かけてじっくり討論をし、意見の交換を行つて結論を出したいと考えております。

○三谷委員 これはずっと特例が延び延びになつてまいりまして、その都度議論してきた。依然としてルーツが残されておりますから、農民の方は安心して都市農業に従事できないというような事情もあるわけであつて、これは速やかに結論を出して、こういう不当な税制は廃棄するのなら廃棄するということをやるべきだと思つております。

いまここでそれを即答なさいますと言つても無理でしょうから、この議論はまた別にするとしまして、そのことを強く要望しておきます。終わります。

○桑谷委員長代理 午後三時より再開することとし、休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後三時開議

○松野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。川合武君。

○川合委員 今年度、国庫補助金の整理統合といふんですか、国庫補助金について件数で言うといふ件数廃止されたか、その件数をお示しいただきたいと思つております。

○矢野説明員 昭和五十四年度における国庫支出金の整理統合の状況でございますが、合理化廃止、合理化減額、統合あるいは期間のないものにつきまして終期を設定する等によりまして件数で六百七十五件、これは地方公共団体に対する補助金のみを整理してございます。

○川合委員 地方公共団体に対する国庫補助金は大体十兆円ぐらいだと思つておりましたけれども、総計で幾らであつて、廃止された地方団体への国庫補助金の金額は合計幾らぐらいか、お示しをいただきたいと思つております。

○矢野説明員 昭和五十四年度地方財政計画に掲げたところの国庫補助金の額は十兆九百四十四億円でございまして、

〔委員長退席、桑谷委員長代理着席〕

先ほどお答え申し上げました地方団体に対する補助金の合理化、整理統合によるところの金額は八百四十三億円で、このように聞いております。

○川合委員 十兆円のうち八百億円で、それから件数は六百件。そうすると何件のうち六百件廃止したのか。もとの数字というか、何件のうち六百件廃止したのか。

○矢野説明員 国庫補助金の件数はその分け方によつて大変異なつてまいります。また数も非常に多うございまして、現在私の手元に国庫補助金の全体の件数は持ち合わせておりませんので、まことに恐縮ながら御答弁いたしかねる次第でございます。

○川合委員 だけど、おかしいのじゃないかしら。六百件廃止したというのだから、何件のうち六百件という、もとの数字が出さうなような気がしますが、資料はたまたまいま持っていないのか、それとも役所へ問い合わせてもすぐにはわからないのか、どうですか。

○矢野説明員 先ほどお答え申し上げました整理件数は、これは大蔵省の方でこの件数につきましてのまとめをされたものの中身として、たとえば数え方は、整理したものの中身として、たとえば合理化廃止したものが百七十四件、合理化減額をしたものが三百二十八件、あるいは統合したもの、九十二件ございましてものを三十三件、あるいは期間、終期を設定したもの、これが三十八件、定員削減したもの三十六件、その他七件、こゝうなつておるわけでございますが、全体の件数ということになりまして、これを目の段階で数えるのかあるいは細目の段階で数えるのか、いろいろ計算の仕方もあると思つております。地方団体に対する国庫補助金の件数そのものをすばり出す資料は現在ございせんし、またそのような件数をどのようにな形で出していかうかということについてはちょっと時間がかかるのではないかと、かように考えます。

○川合委員 いまの話を聞くと、私らが承知してゐるのは、たとえば補助金便覧なんかを見ると、目で数えていくと千百ですね。そうすると、いまの数字から察すると、目で数えた千百のうち七百七十四とは思ふない。それでさつきから財政課長の話を聞いてみると、どうも補助金の数え方、件数の数え方というのは非常にむずかしくて、何かそういうものの資料はなかなかないのだという話なのですけれども、これは非常におかしい話だと

私は思うのです。われわれは補助金の全席を主張してゐる。それはいまだにはできないにしても、補助金を整理統合すべきだということをかねてから主張している。これは私だけではなくて、各先輩、同僚の委員もそういう趣旨の質問を繰り返してゐる。それからまた、補助金の整理統合は世論だと思ふのです。世論だと思ふのに、手元に資料がないというならまだわかるけれども、あなたの言葉ばかりをつかまえて責めるわけじゃないけれども、しかし、考え方のいかた姿勢として、補助金の数、件数は基本がどのくらいあるのかからいふ、こういうことは非常におかしなことだと思ふのです。それは決して財政課長を責めるのではなくて、私に言わせると、いかに補助金、地方団体の国庫補助金が複雑多岐でわけがわからなくなっているかという現実の姿を示しているのじゃないかと思ふのです。

そこで、私は資料を持ってないのですが、知事会が五十年分まで調べた補助金の――たとえば一番最初にあつたのは建設省の分で、公営住宅事業だつたように思いますが、あるいは記憶が違っているかもしれないけれども、補助金を受け取るののいかに出張を繰り返してゐるかというある県の調査、その資料、いろいろな種類の補助金についてこれだけ出張が重ねられてゐる、これだけ出張が重ねられてゐるという資料がありましたね。五十年分まで調べたか――いまそれを聞くと聞いてゐるのじゃないから矢野さん、探さなくてもいいですが、ああいう資料を見て自治省はどういう感想を持たれるのか。知事会がああいう資料をつくって発表しているのは、これだけ補助金というものの手続が煩瑣であつて、そして出張を重ねなければならぬのだ、旅費もかかつてゐるのだ、こういうことを言わんとしているのだと思ふのです。自治省はあれを見てどういふ感想を持つか。そのとおりだ、知事会の要望どおりだ、これは何とかしなければならぬ問題だと思つてゐるのかどうか、ひとつ答えていただきたいと思います。

○矢野説明員 御指摘のように、六団体等におきましても補助金の統合整理及びその交付手続の簡素化という点につきましてはたびたび意見を出しております。私どもの方もこういつた六団体側の要請を受けまして、毎年度各省に對しまして補助金の交付手続の簡素化なりあるいは補助金の整理ということをやたびたび申し上げておるやうなわけでございます。先ほどお答え申し上げましたやうな合理化の進捗もそういったことが反映してゐるものと思ひます。

ただ、基本的には、交付の手間暇なりあるいはその事務費に比べて補助金に余りにも少ないというものにつきましては、これはもう当然に整理を要するべきものだと考えられておりますが、実際問題としていたしまして、こういった補助金を全面的に一定の基準でもって全部整理してしまふという点は、予算編成の段階におきましてもなかなか困難なやうでございまして、地方団体側の意見をも踏まえて今後とも努力をすべきものである、こう考へておる次第でございまして。

○川合委員 若くて優秀な財政課長の答弁としては少し心細いやうな気がするのです。補助金の統合は一生懸命やるけれども何となくむずかしいのじゃないかと思ひます。いふやうに、いま聞かされたのです。そんな敗北主義では自治省の財政課長としてちょっとどうかと思ひますよ。

これも私の記憶だけけれども、十年くらい前だと思ひます。いま横浜市長の細郷氏が財政局長だった時代ですから。あの時代に、自治省の外郭団体といふんです。どこだったか忘れたけれども、その機関誌に準ずるやうなものの中で、これは私の記憶だから、財政局長見てもらひたいのです。だから、間違つていたら直してもらひたいのです。が、いまの手続も非常に複雑であるから、地方団体が補助金を受け取るために大体一割から二割の諸掛かり――諸掛かりといふのは、さっきの知事会の調査に示されているやうに、出張旅費だとかいう意味だらうと思ふのですが、諸掛かりといふか雑費が一割か二割使われている。ですから、算

術的に言へば、百万円の補助金をもらつても二十万円そのために諸掛かりがかかつてゐる。何かこういふ論文があつて、彼の言わんとするところとも、補助金を整理統合しなければならぬといふところだつたと思ひますが、やはり私も細郷氏の論文になるほどと思つた、なるほど一割、二割ぐらゐの雑費がかかつてゐるのじゃないかと思ひましたね。それから、なおかつさきから言う知事会の調査を見ると、あれだけ出張が重ねられてゐるのではなからうだらう、百万円もらうのに二十万円ぐらゐの雑費を使わなければならぬのだ、こういう感じを持ちましたね。

自治省としては、地方自治体が補助金を受け取るののいまだ煩瑣な手続でどのくらい諸掛かりがかかつてゐるか――くどくなりませんが、細郷氏の言によれば一割か二割といふのですが、どんな程度にかかつてゐる――これは調べた科学的な数字じゃなくてもいいですが、勘でどんなものか、どうか。財政局長なんか長い経験者なんだから、大体勘でもつてそう間違つていないいい線の答へが出るのじゃないでしょうか。ひとつ伺ひたいと思ひます。

○滋谷國務大臣 参議院の方に行つておりました。失礼いたしました。

補助金の整理の問題を御質問なさつておられるわけでございしますが、これは、川合さん、私はこう考へてゐるのです。

私は就任の所信表明の中でも申し上げたやうに、従来の中央集権主義から地方分権の方向に移行しなければならぬ時代にもう来ておる、こういう基本認識に立つておるわけでございしますが、長い間の中央集権的な行政の手法の柱になつておつたのがいわゆる補助金制度であるわけですね。それで、小さな、極端に言うとはしの上げおろしまでいゆる補助金という形で中央政府の指示を受けてやつてきた、これがいままでの行政のあり方なんです。このあり方というもののにやはり根本的なメスを加えなければならぬ時代に來ておる。これをやらぬで地方分権なんと言つてみた

つて、それは全く架空なものであり、絵にかいたもちになつてしまふ。そこで私は、地方分権といふものの具体化に当たつて取り組まなければならぬ大きな課題の一つが、たゞいま御指摘になつておられる補助金制度の整理統合だ、こういうふうな理解をしております。

そういうことで、今回の予算編成に当たつても政府全般としてかなりの補助金の整理はやつたわけでございますけれども、しかし、やつたといつてもこれはまだほんの序の口でございまして、巨大なる補助金制度に支えられた行政全体の姿というものは全然微動だにもしてありません。私は、やはりこの問題は政府全体としてこれから取り組まなければならぬ最も大きな課題の一つである、こういうふうな考へておる、ですので、今後ともひとつ私どもの努力を傾けてその実現に進んでまいりたい、このやうに考へております。

私も長い間役人をやつておりましたから、補助金をもらうために地方からわざわざ旅費をかけて出てくる、そういう諸掛かりがやはりそう輕視できない額になつておるといふことは承知しておりますが、ただ補助金の額の割合になつてゐるかどうかといふやうなことは、これはなかなかつかまへにくいわけでございますけれども、そういう経費の面だけでなくて、時間的にも労力的にも非常なロスが伴つておると私は思ふのです。そういう点も含めて補助金の整理統合といふものはひとつ真剣に精力的にその方向に向かつて実現するやうに努力をしてまいりたい、このやうに考へます。

○川合委員 いま大臣の非常に明快なお答えを聞きましたから、補助金の問題についてはもうこれ以上質問しませんで、また別の機会がありましたつたやうに、まさにこれが地方分権を妨げているものだと思ひます。のみならず、そのことと裏表でございすけれども、大臣が答弁の終わりの方に言われましたやうに、諸掛かり、いわゆる旅費というだけでなく手間暇、エネルギー、そ

思うんですね。これは鶏と卵だと思いますが、地方自治体が不十分な点があるから、中央政府はなかなか任せ切れないということと、鶏と卵だと思いますが、しかし、基本はやはり責任の範囲、分野というものはつきりしていない。事務配分がはつきりしていない。それで二重行政が行われている、こう思います。

私は、最後にお尋ねしたいのですが、自治省は

か。先輩の委員の質問もあられたと思いますけれども、何か私の受けるところが誤りでないならば、一般消費税が導入されたときには、そのどのぐらいを地方団体分として持つてこようとしているかとか何とか、そういうことに非常に興味を持つてというか、熱心で情熱を傾けておるのかのとき感じを持つてですね。間違つていたら訂正してもらいたい。しかし、私どもは、一般消費税というものには反対ですが、一般消費税を導入しなければならぬというのは、これはあくまでも財源難からだと思つてですね。財源難のときこそ、事務再配分をやり、財源の再配分をやるチャンスだと思つてですね。二重行政で国と地方とがチェックし合つたり、二重行政でむだがあるんだ。補助金も煩瑣な手続で諸掛かりがかかつてむだがあるのだ。これは打ち切らなければ、いまこういう財源難のときにはしょうがない。国、地方を通じて財源難だ。この財源難のときこそ事務再配分、税源の再配分のチャンスだと私は思つてですね。しかるにかかわらず、何か一般消費税の誘惑の方に自治省はばかに熱心で、そして地方団体のためにがんばるぞというような、一般消費税の分捕り合戦のような感じも持つ。それでなくて、いまこそ自治省が地方分権のために、また財源難打開のためにがんばつてもらいたいと私は思いますが、大臣の考えを伺いたいと思います。

○池谷国務大臣　五十五年度から消費税の実施に

入ろうということはまあ決めておるわけでございますが、その導入に当たって、国と地方の財源の配分というものは適正にやらなければなら

ない、地方自治体の財政難の状況は御承知のとおりでございます。したがって、自治省の立場としては、地方自治体の行政需要に見合うような配分を当然主張しなければならぬ。そういう点では、私もこれは真剣に、熱心に大蔵省と折衝をしておるわけでございます。しかし、御指摘のように、一消費税という制度を導入することによって、現在私どもが直面しておる国、地方の財政難というものがこれでもう解決できるんだというような短絡的な、安易な考え方は私は毛頭持つておりません。そんなことで解決できるようななまやさしい問題ではないわけであります。ですから、川合さんがいま提唱されたような、こういう財源難のときこそ、いわゆるむだを削って、仕事の再配分というものを実行するチャンスではないかという御指摘には、私は全く賛成であります。まさに私はそう思うのです。ですから、最近のはやり言葉で言えば、この非常な長期の不況の中で、わが国の企業が本当に血の出るような減量経営をや

つてきております。これはやはり政府も自治体も、この民間が本当に血の出るような、歯を食いしばって努力をしてきた減量経営に対する取り組み方は、私も大いに参考にしなければならぬ。親方日の丸で、民間はもう血の出るような苦勞をしておられるけれども、自治体はそんな苦勞をしないで、ぼかんとしているというような状態で、消費税の導入をお願いしますなんて言っても国民は納得いたしません。したがって、とにかくむだを徹底的に削り落としていくという努力を本気になってやらなければならぬ。これをやるかやらぬかが、一面においては消費税の導入というものが国民の理解を得られるかどうかという一番のかぎになっている、私はこういうふうに考えておりまして、御質問の考え方、全く同感でございます。そして、そういう方向でとにかく努力してまいります。

○川合委員 大臣のお答えを了承します。ひとつがらばっていただきたいと思ひます。与えられました時間も少なくなりましたので、

最後に宅地並み課税につきまして若干お尋ねしたいと思ひます。

この前もお聞きしたと思ひますが、減額条例都市といひますか、減額条例をやっている減額条例都市は、全体の都市の数のうちで幾つの都市がやっているか、何割ぐらいやっているのかというところを念のため伺いたいと思ひます。

○土屋政府委員 宅地並み課税をやっております特定市街化区域農地に係る団体が、特定市の総数が百八十三ございますが、そのうちで百七十四の団体が、これは五十二年のベースでございますが、減額条例をつくっておるわけでございまして、そして、ついでで申し上げます、五十二年の課税の状況を見ますと、特定市街化区域農地の税額が固定資産税で百七億くらいでございまして、そのうち減額されておりますのが六十億で、減額率は五・二％、都市計画税で三十一億程度のもので、十六億くらい減額されて、五三％が減額率ということに相なっております。

○川合委員 いまの局長のお話を聞くと、私は、本来地方税というものは、いまのようなあつていながら、もつと地方団体が自主的に決めるべきではなくて、もつと地方団体が自主的に決めるべきものだというふうに思つておるのですが、この宅地並み課税の減額条例の姿を見た場合に、たとえば、私は宅地並み課税制度そのものに反対なんです、仮に宅地並み課税のこういうものをやろうとするならば、これこそ国が一律に宅地並み課税でばあつて網をかぶせてそれで減額条例でばあつて、何かしつていくという方式で、ほとんど減額条例都市だと言つておられる、いまのお話を聞くと、何らかの条例をやっているのは、そうするならば、この宅地並み課税、仮にこういうものをやるとしても、どうなんでしょう、これこそ一つの条例基準を決めて、そしてそれだけの都市が自主的に条例でやるというべきなんじゃないでしょうか。これなんか、一つの見本みたいなものじゃないんでしょ。

意味がわかりますか。もともと私は、いまのように地方税法で細かく規定して、よく言われますように、それぞれの都市の条例あるいは県の条例を議会へかかるときに、地方税法に書いてあると同じような文句をもう一遍繰り返して議会に提案している、そういう例が多いわけですが、それはおかしい、それをもう一つ自主的に、それぞれが、市の、町の、県の、地方自治体の条例があるべきだ。しかし、このように一たん一律にやると、そしてどんどん減額条例をやっているというなら、それならば、条例基準を示すことは必要かもしれないけれども、都市の自主的な条例というふうに任じていいのじゃないかと思ひますが、局長はどうお考えですか。

○土屋政府委員 基本的に、固定資産に対する課税という場合は資産価値に着目して課税するわけでございまして、全般的には、全国的に一律に公平が保たなければならぬと思つてございまして、そういう中、現在のいふゆる宅地並み課税の制度がとられましたのは、特に三大都市圏でございまして、市街化区域内において農地のあり方というものがいろいろ問題になって、実際には農業として余り営まないで、家と家の間にわずかに囲まれたもので農地として周辺の宅地よりも非常に低く課税されておる、これは不公平ではないかといふような意見等が出てまいりました。市街化区域というものが、そもそも市街化した地域であり、かつまた、十年以内に優先的、計画的に市街化する区域だ、そういう前提で線引きが引かれたところから見れば、それはやはり周辺の宅地等との均衡、負担の均衡、それからその周辺の宅地化の促進、そういう面から税制上において一つの促進剤として考えていこう、こういうことで生まれたわけでございますから、全般的にそういつた同様の立場にある農地等については一律に考えるべきものではなからうか。ただ、減額をするという場合には、現実には、先ほど申しましたような非常に家と家の間にあるような、〇・一ヘクター以下のような狭いところももともと減額対象にしない、やはり農業としてある程度現実

に地方税法で細かく規定して、よく言われますように、それぞれの都市の条例あるいは県の条例を議会へかかるときに、地方税法に書いてあると同じような文句をもう一遍繰り返して議会に提案している、そういう例が多いわけですが、それはおかしい、それをもう一つ自主的に、それぞれが、市の、町の、県の、地方自治体の条例があるべきだ。しかし、このように一たん一律にやると、そしてどんどん減額条例をやっているというなら、それならば、条例基準を示すことは必要かもしれないけれども、都市の自主的な条例というふうに任じていいのじゃないかと思ひますが、局長はどうお考えですか。

営んでおり、三年以上保存することが適切であるというところについての減額の対象とする、こういうことであつて、その減額の内容は市町村が条例によってある程度率を決められるということでございます。一〇〇％のところからいろいろと段階があるわけでございます。そして、そういう量というものは経験者を集めた農地課税審議会を検討するわけでございまして、けれども、要するに、宅地並みの課税をするか、どういふ条件で、どういふ場合はやらないか、そういう基本的なところは、これはやはり法律で決めるべきであつて、その中でどの程度やるかという実態に合った処置は条例で決めるという余地を残してあるわけでございまして、やはり市街化区域というものを、あるいはまたその中における農地のあり方、農政のあり方というものをどう考えるかというところは、これはやはり国、地方を通ずる一つの大きな政策課題であるわけでございまして、そういったものを踏まえてやる以上、一定の、一律に考えなければならぬところと、それから地方団体に任すべきところと両方やはりあり得るのだからと私は考えております。

○川合委員 私は、時間がなくなりましたので、結論的なことを急いで言つておきたい。いま局長は、いわば不正税制みたいなことを主眼にして言われましたけれども、それならばまたそれで真つ向から行くべき方向があるんじゃないかと私は思ふのです。これは不正税制というところもあるかもしれないが、しかし同時に、私どもの聞いているところでは、やはり宅地供給という一つの大きな問題から、これはそのときの流れとしてどうしても必要だということ、宅地並み課税の制度がとられた。しかし、私が住んでいるところのみならず、宅地並み課税が実施されているところの町を見ますと、いろいろ問題がそこに出てきて、これは何遍も先輩同僚委員が質問されたであろうから省略しますが、けれども、現実には宅地並み課税というものが、いま局長は条例でそれを実情に合うように補っている

んだと言われたけれども、しかし、私から言わせると、何か一応やっつけてはいるが骨抜きみたいな感じがある。条例でやっつけて、しかし、それは地方自治体を進めるべきじゃなくて、やはりこの制度そのものに致命的な欠陥がある。国の政策である宅地供給というようなものを税で、しかも地方税でこれだけでやろうとしたところ、非常に無理がある。本来はやはり土地利用計画というものがもつとつきりしてなければならぬ。しかも、地方自治体とそれと十分協議した——あるいはこの町とこの町では多少考え方は違ふかもしれない、宅地供給について、それはまた一つの理由があるならば、あるいは間違つた考えとするならば、それは国の方でいろいろ説得もしなければならぬ場面もあるかもしれない。しかし、地方には地方の実情がある。それらは十分それぞれ地方自治体と国とが協議して、そしてきめの細かい土地利用計画というものを立てる、それが先決じゃないか。それがなくて、いきなりこういう地方税でこういうものをやっていくというのでは、これは間違っているんじゃないか、こう私は思うのです。やはり宅地並み課税というものは一通ここで廃止してしまつて、そして土地利用計画を十分国と地方自治体とが協議してつくつて、それから再出発すべきじゃないか、こう思うのですが、税務局長のお考えを聞きたいと思ひます。

○土屋政府委員 率直に申し上げまして、いまお話しのように、税収を上げるために宅地課税をまづ強化しよう、こういう趣旨で出されたものではなくて、やはり全体の政策的な意味、すなわち市街化区域というものは、これは土地政策として都市計画法上決められた地域でございます。その線引きもいろいろ民主的な経過を経て決められたわけでございます。そういう形での一つの土地利用計画ができて、それに基づいてその性格上時間をかけて市街化していく、こういうことになつたわけでございますけれども、現実問題としてはお話しのように、市街化するにしても都市施設

なり環境整備というものが十分進んでいないという面もございまして、なかなか市街化が進んでいないということもございまして。かたがたその一方で、周辺宅地と比べて本場に指弾されるような所有の仕方もございまして、まだなかなか都市化するための基盤が進まないというところから、現実には農業を営んでおられるところもある。そのための調整をする意味で、いまの減額措置というものができたわけでございます。どっちか一方に徹底的に進めればよかったわけでございますが、現実には複雑でございますから、まさに現実的な処理の方法として、課税はするという方針を立てながら実態に即した減額措置をとる。その措置のとり方は全額やる場合もあれば、あるいは五〇％というところもある。そこらは地方に任せておりますが、基本のところは法律で制度を決めた、こういうことでございます。

したがいまして、ただいまお示しのごさいますように、本質的にはやはり土地利用のあり方が優先するものであつて、その土地利用を有効に促進する意味で税制というのは補完的につくられておるわけでございますから、そこらの問題はおっしゃる通りに、全般として見直す点があれば見直す必要があると思ひます。今後、市街化区域内でありましても、土地の有効利用というものをどういふふうにするのか、そしてまた、その中に介在する農地であつても、こういう条件の場合にはどうするか、基本的にそういう総合的な土地利用のあり方というものを見直して、そのうちで実態に合った政策というものを決めるべきだと思ひます。そういう決意は、今度は逆の意味で不公平もあるということから、三年間これを引き延ばした上で、おっしゃいました意味も含めて十分検討する必要があるんじゃないか、こういうことで、今回の改正案には廃止じゃなくて現状のままで、かつまた減額制度も三年間延ばすというかっこうで研究期間をおこう、こういうことになり

いたしたいと思つておるところでございます。

○川合委員 私の質問は一応これで終わります。私は三年なんというのを言わないで、もう一年間馬力をかけて、そして一応いある宅地並み課税制度は廃止して、先ほどから言われる総合的であるという言葉がいかにかどうか、私に言わせればもつと現実的な土地利用計画——いま土地利用計画がゼロとは言いません。しかし、いまのような一律的な土地利用計画じゃなくて、もつときめの細かい現実的な土地利用計画をまず立てるということ、この一年間ひとつそれにエネルギーを傾けられて、そして宅地並み課税は廃止すべきだ、こういうふうにお考えですが、私の質問はこれで一応終わります。後で同僚の委員から質問がございまして、

す。そのために、どの指定都市も全部地方交付税の交付団体に転落しておるといふ状態でございます。たとへば、法人所得課税の配分につきましても、国税が六六・八％、道府県税が二五・一％、市町村税関係が八・一％。この市町村税関係の中に、指定都市も人口四万の市も全部画一的に入られておるといふ状態でございます。この大都会、いわゆる指定都市の自主財源不足というところにつきまして、大臣はいかにこの地方の時代におきまして考えておられますか、ひとつ所感をできればお聞きしたいと思ひます。

○桑谷委員代理 速記中止願ひます。

〔速記中止〕

〔桑谷委員代理退席、委員長着席〕

○松野委員長 速記を開始してください。

次に、加地和君。

○加地委員 一番最初に、一般的なことなんでございまして、自治大臣にちよつとお尋ねしたいのでございます。

これは予告してない項目なんです、一般的なことでございまして、もしあれでございまして、後刻お答えいたしても結構なんです。実は、地方自治体といひましても、いろいろと府県があり市町村があるわけでございますが、市町村の市の中にも、人口何百万人という市もあれば、人口四万程度の市もあるということ、現在の地方財政関係の法律は、その何百万人という大都会も、人口四万程度の市も同じような制度に画一的になつておるといふ非常に問題点があるのだから、どうかと思ひます。

大都市の事務配分の特例として、地方自治法の第二百五十二条の十九などに定めてございまして、この権限と仕事を与えられて、それに伴う財政需要に対する税制上の措置は、道路目的財源を除いてはなされてないという状態でございます。

○森岡政府委員 いまお話しのように、税財源配分の面で指定都市とその他の市町村とで際立つた区分というものがあつたというところでございまして、それはございせん。道路目的財源につきまして、指定都市型の市町村と異なつた措置が行われておりますが、これは指定都市が国道、府県道を管理しておるものから、それに見合つて措置されておるわけでございます。

ただ、指定都市が他の市町村と異なつたいろいろな行政機能を別途与えられておりますが、それにつきましては、地方交付税の基準財政需要額を計算いたします際に、全部これは見込んでおるわけでございます。

税源配分を行つてその財源の付与をすべきではないかという御意見も、かねがね指定都市からあるわけでございますけれども、その点につきましては、私もいろいろ検討を続けてまいつておりますが、当面は、交付税の算定を通ずる財源付与によつて措置をしてまいつており、それで実質的に不都合が生じていない、かように思つておる次第でございます。

○加地委員 自治省の方はそれで不都合が生じていないというお考えでございまして、現実には指定都市の方では、指定都市であるがゆえに莫大な財政需要があるということもございまして、全国的な指定都市の市長会その他からもいろいろな

声が自治省の方にも出てきておられると思うのでございますが、自治大臣、いまの指定都市に対しては特別の、その特殊性を配慮したいという税源措置等については全くお考えになるかというのはいかがでしょうか。

○遊谷國務大臣 いまの指定都市というのは、実態からいっても、また普通の市町村と違う行政権限も与えられておられるという、その両面から考えまして、ちょうど都道府県と一般市町村の中間にある、そういう実態を持っておられるのです。したがって、四万とか五万という都市とは違う行政需要があるということも、これはもうそのとおりだと思ふのです。

それだけの行政需要があるのだからそれに見合う財源措置を、指定都市に限って特殊な財源措置を講ずべきでないかという議論は、これは当然出てくると思うのです。ただ、現在の制度は、いま財政局長からお答えしましたように、地方交付税あるいはまた地方財政計画の策定の中にそういう指定都市特有の行政需要に見合う財政需要も、これはもうちゃんと計算をして手当てをしております。と、こういうことだと思ふのですが、そういうことではなくて、都道府県、一般市町村、その中間に位置する特殊な性格、実態に見合う特別な財政措置というものを考えるべきでないかということ、私は、これはもう考慮に値するものだと思いますけれども、これをやるということになると、これはもう大変な、相当な改革でございまして、ここで私が軽々しくやるとかやらぬとか、そういうことは申し上げません。しかし、そういう御意見が出てくることは十分私は背景のあるものだと思ふので、御意見は十分に拝聴いたしておきます。

○加地委員 この問題、また地方交付税の機会にも議論させていただくことといたしまして、どうか、その特殊性に今後目を向けて、実情に合った、地方の時代にふさわしい税制、地方財政が実現されることを強く望んでおきます。それでは、次の質問に移らせていただきます。

昭和五十三年の三月三十日に参議院の地方行政委員会の方で地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というものがなされております。いまから一年ほど前にでき上がった附帯決議でございまして、その中に数項目ずつと書かれておりますが、この附帯決議に盛り込まれておられる内容について、その後どのように実現しておられるかということについて順次お尋ねしていきたいと思ひます。

まず、この中に「家庭用電気税の軽減に努めること」という項目がございまして、今度の税法改正では、ガス税については何か軽減措置が行われておるようございまして、家庭用電気税についてはどういう作業が進んでおる段階でございましょうか。

○土屋政府委員 昨年の附帯決議がつけられましたものについては、私どもいろいろと検討しておるわけでございますが、その一つの家庭用電気税の軽減の問題でございまして、御承知のように、従来から免税点を設けて、現在は二百四百円ということになっておるわけでございまして、いろいろ検討した結果、実は昭和五十四年度は据え置くことにしておるわけでございまして、その理由は、電気料金の改定が五十二年以降全然行われていないということ、それから明年度も改定の見込みはないというふうに聞いておりますし、現在の月当たり二千四百円の免税点におきまして、なお四四％の家庭が免税となる見込みであるということございまして、いまのような厳しい地方財政の状況等を勘案いたしました結果、特に新しく変化が出たわけでもございせんので、この際は、私どもとしては据え置かざるを得ないということ、新しい改善はいたさなかった次第でございまして。

○加地委員 去年の附帯決議ができた時点で、その時点よりも軽くするように努めるべきであるというものが附帯決議の本来の趣旨であつたかと思ひます。いまの御答弁でございまして、いまよりも軽くするという熱意は見られない。また、今

度電気料金の改定があつて、値上げがあるころにはいろいろ考へるという趣旨のようによ受け取れますが、自治省の方としては、電気料金の値上げの時期に電気税の軽減措置も講ずるというお考えなんではないでしょうか。

○土屋政府委員 ただいま申し上げましたのは、料金値上げがあれば減額するといったような、連動する関係があるという意味で申し上げたわけでございます。御趣旨はよくわかるのでございまして、いろいろな諸条件に変化がない上に、地方財政だけにはますます大変に厳しくなっていくという状況のもとで、なかなか減税の余地がない。そういったことから、率直に申し上げまして、こういった附帯決議があつたことは気にはかかっておつたわけでございますけれども、それだけの余力がない。そしてまた、やらぬことによつて大きな変動が来るかどうかといへば、いま言ったように料金値上げもないし、かなり家庭が軽減されておるというふうなこともあるので、ひとつこの際は御勘弁願ひたいといった趣旨で申し上げたわけでございまして。

○加地委員 同じく附帯決議で七項目に「国税の租税特別措置による地方税への影響を遮断するよう努めること」となっております。国の方で租税特別措置をそれなりの政策でおやりになることはそれなりに意味のある場合もあるかもしれませんが、けれども、地方自治体としては、安定的な税源が国の一方的な政策によつて覆されていくということ、非常に悪影響があるように聞いておるわけでございまして。ことしの地方税法の改正でも、若干租税特別措置法によつて受けておる影響を遮断するための措置もなされておると思ひますので、残すところけれども、まだなお遮断されてない、残つておる租税特別措置のそれぞれの税目につきまして、それぞれがいつごろ地方税への影響を断ち切れるものかどうか、あるいはまた大蔵省あたりとの折衝はどのようになされたのかということにつきましてもお尋ねいたします。

○土屋政府委員 お話しのございましたように、国の租税特別措置による地方税への影響というのは相当あるわけでございます。私どももいたしましては、従来からできるものならばそれを回避したいということで検討しておつたわけでございます。事業税の中で、たとえば海外に関連するものなどは、もとよりこれは地方に及ぼすべきでないということで、回避しておるものもあるわけでございますけれども、全般的に見て、国の租税特別措置の中には、地方税においても同様の軽減を行うことが適当なものもございまして、また、国の租税特別措置を地方税で回避することが課税技術上なかなか困難なものがあるわけでございます。同じような企業で同じような所得の計算をするという場合において、いまのような海外に関連するものはともかくとして、なかなかこれを回避し、遮断するということができにくいわけでございます。まして、できれば国の方において、われわれとしても問題になるものはできるだけ整理合理化をしていただきたいということを折衝しております。五十四年度においても、国の租税特別措置法が準備金等についてもいろいろ検討され、合理化が行われ、その結果地方税への影響が参りまして、それで増収をするというふうなものが相当額に上つておるわけでございまして。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、全般的に、同じような所得計算の中において、地方だけがこれを別にすることによって遮断するのがなかなか技術的に困難なものもございまして、基本的な共通なものは国税において整理をしてもらう。なおそれ以外に、地方税独自の立場に立つて見直しも行ひまして、必要なものがあればそれは遮断するということについては、私どももなお努力しなければならぬわけでございまして、ただいま申し上げました、非常に多くの租税特別措置の中で、地方だけが特別に切り離すというものは、現段階ではこれ以上はなかなかできにくいといったような状況でございまして。なお今後とも努力をいたしたいと思つております。

に地方税関係で改正がなされていないものに、事業税の社会保険診療報酬の所得計算の特例、これが地方の方では残ったままです。これもなかなか政治的にはデリケートな問題でございまして、また、お医者さんの果たしておられる社会的役割についてわれわれ尊敬の念を惜しむものではございませぬけれども、そういうようなことについては、特別の補助金なり何なり、別の方法で考えるべきであつて、やはり国税の方で改正がなされる動きの中で、事業税関係だけが何ら手をつけられておらないというのは、何か特別の理由があつたんでしようか。また、私の聞きますところでは、前大臣のときにも、これを改正するという旨の委員会での御発言もあつたように聞くわけでございますけれども、私は、これについて賛成、反対いずれの立場でもなしに、国の考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○土屋政府委員 国との関連で御指摘があつたわけでございますが、所得税の今回の経費率の改正につきましても、住民税においても、五十五年以降は同じような改正をいたしたい。一年おくれでございまして、そういうことに考えておるわけでございますが、事業税については、御承知のようにいろいろ経緯がございまして、これは昭和二十七年から設けられたものでございまして、当時議員提案によつて設けられた経緯がございまして、それでどうというわけではございませぬが、そういう経緯があるわけではございまして、その後の社会事情の変遷を経ながらも今日に至つた。特にその間、昭和二十九年に、国税の方にございまして現行の七二%の経費率が設けられた際も、事業税においては、社会保険診療報酬については全部非課税といたつたことがそのまま残されておるといふ経緯があるわけでございます。

経緯はそれといたしまして、そのときの考え方としては、社会保険診療報酬の単価等を考慮して、社会保険診療促進の見地からそういった措置がとられたわけでございますし、事業税そのものが性格上事業の経費とされるということから、仮

にこの社会保険診療事業に対して課税をするということになりましても、結果的には転嫁が行われてこの被保険者がそれを負担するということになるというふうなこともあるわけではございまして、他のサービスの提供と異なる社会保険診療の性格から若干問題があるのじゃないかという意見もやはりあつたわけではございまして、また、公益上の理由から非課税とされております他の事業との均衡も考慮する必要があるのではないかと、こういった意見もいろいろあつたわけではございまして、従来から事業税においてもこれをどう扱うかというところは、お尋ねのございましたように非常に問題であつたことはもう間違いないわけではございまして、しかし、今回も住民税はそういう、先ほど申し上げたようなことではございまして、事業税そのものについてはただいま申し上げましたようないろいろな点をさらに慎重に検討を行う必要があると考えて、今回改正するまでは踏み切れなかつたのでございまして。

ただ、今回所得税においても社会保険診療報酬に係ります経費率について改善が見込まれておるわけではございまして、事業税におきましてもこうした措置を念頭に置いて今後十分検討したいというところでございまして、いろいろと過去の経緯なり複雑な問題もございまして、問題の意識は十分持っておりますが、今後そこらを念頭に置いて十分検討したいと考えておるわけではございまして。

○加地委員 大臣はこの問題についていかがお考えでございませうか。何とか地方の税収をふやさなければいけない、またトラブルを受けるのは地方でもございませうし、いろいろな問題が絡まつておると思うのでございませぬけれども、国の方で改善といふことが改革がなされ、地方の方がただ取り残されておるというふうなこともまた妙なものだとも思ふわけですし、また、前大臣の御発言等の絡みもやはり出てこようかと思ふのでございまして、澁谷自治大臣のお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○澁谷国務大臣 医師税制の問題でございまして、これは御承知のように二十五年間ずっと据え置き形で現在までやってきた。今度初めてこの優遇税制の改正が行われることになつたわけではございまして、その地方分については手がつけられておらない、これをどうするか、こういうことではございまして、とにかく二十五年間手のつかない本體である医師税制というものを対して今回改革、改正の手がつけられたわけではございまして、直していかなくてはならぬという全般的な状況に置かれておるわけではございまして、その中でこの医師税制の地方分をどうしたかよろしいか、これは社会保険診療という特殊な性格も持つておりますので、これはいろいろな角度から慎重な検討が必要であることは言うまでもございませぬが、とにかく私ども全般の見直しの中でこの問題についても真剣に検討してまいりたいと思ひます。

○加地委員 じゃ次の、同じく附帯決議の中に書いてあるところの「利子及び配当所得について、速やかに総合課税に移行するよう努める」というやつておるわけではございまして、これについては地方税関係ではどのような改革が進みつつありますか。

○土屋政府委員 所得税におきまして源泉分離課税を選択いたしました利子配当所得等に対しては、住民税は現在この課税技術上の難点から課税されてないわけではございまして。そういうことから、何とかこの把握に努めませんと、いろいろと財源上の問題もございまして、税の公平の問題もございまして、研究をしておるわけではございまして、住民税独自で総合課税を行うということにはいたしていません、現実問題としてこの課税体制や課税技術上の困難性がございまして、なかなか容易ではないわけではございまして。したが

いまして、この問題を根本的に解決をいたしますためには、所得税におきまして総合課税制度へ移行する必要があると思つておりますし、そのこと

は大蔵省当局ともお互いに共通の意思を持つておるわけではございまして、五十四年度の答申の際にも、それ以前から税制調査会ではいろいろと御検討もいただいたわけではございまして。そして税制調査会においても今後さらにこの特別部会等の場を設けて細目にわたつて審議を行つて、できるだけ早く結論を得ることとしたいというふうにされておるわけではございまして、現在この方策が審議をされておりました、引き続きこれが検討されることになつておるわけではございまして。

ただ、御承知のように、総合課税ということになりますと、なかなか把握体制というものの確立がむずかしいわけではございまして、いろいろな方がいろいろな預貯金をされておるといふようなことがございまして、本人の確認とか名寄せとかいったような意味で、理屈の上はともかく、その具体的な面で非常にめんどうくさいといひます。非常にやりにくいという問題がございまして。そういった把握体制が十分に進まないうちに踏み切るということになりますと、また逆の意味で、把握された者とそうでない者との負担の不均衡という問題も生じてまいりますので、私どもとしては、本年も税制調査会ではこれは一つの議題として取り上げていただけたらと思つておりますので、その経過、結果を見た上で対処したいと考えております。

○加地委員 この利子及び配当所得の総合課税については、いまおっしゃいましたように預金者と本人との確認と、それからいろいろなところで預金をしたり配当を受け取ったりしておる分を一人の人物ごとにならねばならぬ、これはまたかつて不公平になり、收拾しがたい混乱を生ずるであらうと思ひます。

そうしますと、どうでございませうか、いろいろな研究しておられる中で、納税者番号制というものをやはりコンピュータを使って導入しなければ、これは実施が不可能な制度なんではないか。それとも努力次第では、納税者番号制と

か国民総背番号制というものなしにやれるような種類の物事なんでしょうか。どうでございませうか。

○土屋政府委員 今日まで、非常に具体的な問題については国税庁を中心にいろいろ御検討いただいておりますのでございまして、私も一緒にこの相談にあずかっておるわけでございまして、私も、いわゆる納税者番号制度というもののにつきましても、プライバシーの保護といったような問題等もあつていろいろ議論をされておりますが、いまの体制のままで、おっしゃいますような所得把握の体制が十分確立できるかということは、非常にむずかしい問題がこれはあるようにございします。私自身もそういう点で専門家ではないわけでは、社会保険制度とあわせてその台帳番号等を使つてやつておるといったようなことも聞いております。それぞれの国の制度なりいろいろあるものがあるから、それがいいのかよくわかりませんけれども、いまの体制で町村がどういふ形で協力をするということになるか、いまの市町村の状況ではなかなか課税上の事務にその全面的に協力できるかどうかということは非常に問題があるようにも思いますし、番号制度抜きでどういふ方法があるかということになると、まだまだこれから模索しなければ、なかなか一概には申せないと思つております。

○加地委員 そういふようないろいろな問題点を抱えながらどう克服してやっていくかということについては、政府関係ではどこが所管で主に研究していることなんでしょうか。たとえばプライバシー保護の問題があるとしたら、そのプライバシー保護について何か完全な歯どめができないかどうかという方向での考え方もありましようし、また諸外国でも幾つかは現実をやつておるようでもございしますし、それに伴つてやはりプライバシー保護の問題も出てきておると思うのですけれども、そういうことはどこが専属的に研究して、いまのプライバシー保護についてどういふ歯どめが有効であるか

というふうな研究は、御発表いただけるようなものはまだできておりませんでせうか。

○土屋政府委員 事柄は徴税上の問題から出発しておるわけではございませうけれども、税オンリーだけでなくて、いまお話しのごさいますようにいろいろな方面に影響を及ぼす問題でございしますから、一応私もとしては各界の方が集まつておられます土府の税制調査会をこの基本的な検討していただくという体制になつておるわけでございまして、その場合のいろいろな資料なりあるいは実態の調査というものは他の各省庁にも御協力をいただかなければならいと思つてございします。事務的には国税庁が中心にやつていただいておりますのが現状でございします。

○加地委員 それでは、その次の問題をちょっとお尋ねをします。

同じく附帯決議の九項目に「地方道路財源、特に市町村の道路財源の充実を図るとともに、昭和五十四年度から有料高速道路に対する固定資産税の課税、又はこれにかわる措置を講ずるよう努めること」と、こうあるのでございします。この有料高速道路に対する固定資産税の課税問題、これはどのような進展を見ておりますか。

○花岡政府委員 有料道路に対する負担問題につきましましては、昨年の六月に関係省、学識経験者、それに地方公共団体の代表、日本道路公団、まだほかにもございしますが、こういうところで構成いたしました有料道路負担問題検討委員会というのを設けまして、この附帯決議の趣旨に沿うように、五十四年度の予算編成に間に合うようにいろいろと御議論願つたわけでございします。しかし、もともむずかしい問題でございまして、結局、議論がかみ合いません、五十四年度の決着がつかないままのわけでございします。現在ちょっと中断しておりますが、近くまたこの委員会を再開することになつておりますので、この委員会の検討結果を待ちまして具体的な措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○加地委員 これはある程度時間をかければ実現

できる方向に進んでおるのでしうか、それとも、この附帯決議の趣旨は時間とともに風化していくような運命をたどりつつあるものでしうか、どちらでございしますか。

○花岡政府委員 御承知のように、この問題につきましては基本的に各省の意見が合つておらないわけではございします。自治省あるいは地方団体の意見と申しますのは、料金収入によつて賄われ、また高速自動車国道、これは一般の国道、地方道とは違ふじゃないか、したがつて課税をすべきであらう。また建設省なり道路公団は、高速国道も公共道路であるからこれに特別な課税を行うことは適当ではない。また、運輸省なりあるいはこれを利用されるトラック協会等の御意見は、高速国道に固定資産税等の負担が課せられる場合には高速国道の整備がおくれる、あるいは物価上昇の原因ともなるので国民生活に大変な問題が起こる、そういうふうなことでございしますから、非常にむずかしい問題ではございします。

しかし、附帯決議の趣旨もございしますし、この委員会におきまして相当突つ込んだ議論が行われております。風化するといふふうなことがございしましたけれども、そういうことのないように、私もとしましては、できれば速くとも来年度の概算要求の時期までにはこの委員会の結論を得たい、このようなことで努力しておるところでございします。

○加地委員 いまの御発言を大いに激励したいと思います。「固定資産税の課税、又はこれにかわる措置」ということがはっきりと書いてございします。で、いずれにいたしましても五十五年度の概算要求には、いわゆるその財源はいずれの形でも結構だと思ひますけれども、関係地方団体にその金が回るように十分御努力をいただきたいと思ひます。

それから、これも言い古されておる問題だと思ひますが、日本銀行の国庫納付金相当額に對する地方税の問題でございします。日本銀行の方が市中銀行に對する貸し出し、外

國為替の売買、保有証券の運用等によつて多額の収益を得ておられて、地方税法においても日本銀行のこのような収益活動に着目し、法人住民税及び法人事業税が課されております。そして現実に昭和五十二年度ごろまでは課税がされ、納税されていたわけではございませうけれども、五十三年度から國の方が日本銀行から先に國庫納付金を納めさせるようにいたしましたために、この國庫納付金については非課税、すなわち損金算入扱いというように日本銀行法の方でなつておりました。國の方が方針を五十三年度から切りかえてしまつたために、地方自治体の方へはそれだけの税収、それに該當する金に課税できたはずの税収が入らなくなつてしまつておるといふのが現状でございします。

それで、全国知事会等は政府に、日本銀行の國庫納付金については法人関係税の課税対象となるよう法改正措置をとつてほしいといふこと、それからその法改正措置ができるまでの間は國において減収補てん措置を講ずるべきである旨の申し入れ等が行われておると思ひますが、その趣旨に沿つた制度改正の動き、いかになされておりますでしょうか。

○土屋政府委員 ただいまお話しのこととおりでございまして、実際はお話しのとおりでございまして、五十三年度の三月期と九月期と二期連続して税法上欠損法人といふことで事業税、住民税の納付はないわけではございします。御承知のように、日本銀行につきましましては業務の特殊性から國庫納付金制度があるわけではございまして、課税所得の計算上納付額は損金に算入する特例が認められておるわけではございまして、日本銀行法におきましては、御承知のとおりでございしますけれども、純益金から法定積立金等の所要の内部留保額を除いた残額はすべて國庫納付をする、債券銀行という立場でそういうことになつておるわけではございします。で、課税対象所得といふのはその年度において内部留保をした部分の額に限られておる、こういうことになつておるわけではございします。したが

組みというのは変わりません。したがって、いまのような為替差損等が生じて非常に赤字になっていたというときは、税としては出てこない。ただ、国庫納付金が出てまいりましたのは、課税済みの準備金を取り崩して埋めたというようなことでございまして、私どもとしては、これまで事業税がかかっておったのが、国庫納付金があるのに、法人税もそうでございますが、法人税、地方税がないというのは、どうも、何かいい方法はないものであろうかという考え方でいろいろ議論もしたわけでございまして、基本的には、いまのこの日本銀行の特殊性等もございまして、明確な結論を得ていないわけでございまして、それならば、そういった点でも——かつては相当税収が上がったときから一挙になくなるということになると、地方団体としてもこれは非常に困るという点がございまして、何かそういう点についてうまくいく方法はないかというところで関係省とも協議をしたところでございまして、けれども、今日まで結論を得ていないわけでございまして、何せ非常に特殊な日銀法という問題でございまして、なおひとつ引き続き検討させていただきますので、おひとつ引き続いて検討させていただきます。○加地委員 大臣にお伺いとお伺いしたいのでございまして、いまの日本銀行の収益に対する課税の問題は、現実に五十二年度までは行われていたのが、国の方針が変わったと申しますか大蔵省の考えが変わったために金が入らなくなってきたという問題でございまして、大平内閣になって、特に地方重視の時代に変わってきたわけでございまして、やはり自治大臣が大蔵大臣あるいはまた総理の力等を得て——いずれにしてもこれは国民のために国を通じて使われるかあるいは地方自治体の方へ直接入って使われるかで、目的とするところは同じだろうと思っております。そういうことにつきまして、自治大臣、ひとつ大いに政治力を発揮して、五十二年度以前の状態に戻るよう御努力をなさるお考えはございませんでしょうか。

○滋谷国務大臣 実態はただいま政府委員から答弁申し上げたようなことでございまして、従来地方税として税金が取れておったものが取れなくなつた、こういうことでございまして、私としては何らかの形でその穴埋めができるように大蔵大臣とも十分ひとつ話し合つてみたいと思えます。○加地委員 終わります。○松野委員長 この際、申し上げます。ただいま参考人として全日本農民組合書記長谷本親君が出席しております。谷本参考人の意見の陳述は、質疑応答の形で述べさせていただきます。小川省吾君。○小川(省)委員 地方税法の改正点等についていろいろお尋ねをいたしたいわけでありますが、時間の関係でそれが許されません。そこで、きょう参考人として出席をいただいております全日農の谷本さんにしほつてお伺いをいたしてまいりたいと思ひますので、お許しをいただきたいと思います。宅地並み課税全般にわたる問題についてなのでありますが、最初に都市農業をどう見るかという点についてであります。大都市の市街化区域内の農地は価格が非常に高いわけであります。しかも過密状態にあります。その中で農業を営むこと自体、都市農業を営むことは全く不合理であるという見方があります。あなた都市農業というものをどう見ておられるのか、見解をお伺いをいたしたいと思ひます。○谷本参考人 都市農業をどうとらえているかという御指摘でございました。工業ないし都市の立地条件は、平場であつて労働力の調達に簡単にいく、あるいはまた工業にとつて不可欠な水の調達も簡単にいくところだとされております。そういう点を見てまいりますと、まさしく農業適地、農業の立地条件と工業の立地条件とは相対立するものではない、言いかえるならば同じものだということができると思ひます。そうであるとするならば、都市と農業とは

対立的にとらえるべきなのかどうかということが問題になってくると思ひます。私は、都市と農業とは対立的にとらえるものではなくて、共存共栄でなければならぬというぐあいに思ひます。御承知のように、都市の形成は人口が集中化されてくるわけでありまして、その人口の集中化は消費人口の膨大化を意味するわけでありまして、消費人口がふえていくということとは、とりもなおさず都市周辺の周辺に生鮮食料品の供給基地などを求めざるを得ないという条件が形成されてまいります。またさらに消費人口の集中に伴い食品加工業等々が発達してまいります。食品加工業の発達したとえばかす略農などに見られますような畜産農業の発展も促していくことになってまいります。このように見てまいりますと、都市の発展は同時に一定程度農業が存立しなければならぬという条件を他面では形成することになってまいります。現に、現在の大都市で見てまいりましても、農業粗生産額の一六％は都市または都市近郊農業が生産しておるところであり、とりわけ野菜、牛乳などについて見ますと実にその四分の一を都市そして都市近郊農業が供給しているという状態がございまして、そうした問題とともにもう一つの点として見ていかなければならないのは、環境保全の問題があると思ひます。流れる水は自浄力を持っておりまして、今日の都市を見てまいりますと、とりわけ三大都市圏の大都市などの場合は自浄力を失つてきている、ないしは失いつつあるというのが今日の状態だと言つて差し支えないと思ひます。そういう点では都市農業は防災としての役割りを果たすと同時に、環境保全の上でも大きな役割りを果たしていると言わなければなりません。したがって、宅地並み課税を全面的に実施することによつてこれを宅地化し、都市農業をつぶしていくということは都市にとつての自殺行為だとしなければならぬと思ひます。しかも、農地は一たん宅地に転用してしまえばもとへ戻すことはできない

のであります。この点は他のものとは違つた条件なのでありますから、そういう点も見ていく必要があると思ひます。過般建設省が都市の住民を対象に世論調査を行ったところ、農地のままでの保全を望むという住民が実に八〇％に上つておるといふこともそうした事情を反映したものと言つてよいと思ひます。さらに大阪で農業会議所、農業委員会が調査した結果を見ますと、都市住民の九六％が農地のままの保全を望んでいるという結果が出ております。かつては都市の住民は、都市の農業はむしろつぶした方がいいのではないかとという反応を示す者が少なくなかったものでありますが、最近そういう点では世論の形成は大きく変わつてきているのであります。なぜ変わったのか、これは過密化が進むと同時に、農業の存在を必要とするような状態が広まってきたからにはかならないと思ひます。○小川(省)委員 次に、お答えに関連して伺いたいのですが、大多数の都市の住民が農地のままでの保全を望んでいることはわかりました。とはいふものの住民の多くは、しかもアパートに住まっておる住民たちは安宅地の供給を切実に望んでいると思ひますが、その点についてはいかがでございまして。○谷本参考人 宅地並み課税は、御承知のように、重税で農民が農業経営ができないようにして土地を手放させる、つまり、宅地の供給力を高めるといふところにねらいがあるわけであります。そうした宅地並み課税のあり方を見てまいりますと、土地の供給はふやすことはふやすが、後は業者任せであるということがもう一つの特徴だと言つてよいと思ひます。アパートなどに住んでいる人たちは、一戸建ちの都市住民と違つて、宅地並み課税を望んでいるのではないかといたつたような御指摘がございましたが、そういう人たちが期待する安宅地の供給というものが今日の宅地並み課税のあり方からして実現されるかというところ、決してそういう状態に

はならないというぐあいに申し上げなければならぬと思います。そのように見てみるならば、宅地並み課税が全面的に実施、強行されるというふうなことになるまいかと、言うなれば、生きた都市ではなくて死の都市づくりに業者という名のヘエを群がらせるという結果になっていくことが落ちではないのかというぐあいに私もは考えております。

○小川(省)委員 次に、宅地並み課税が現在三大都市圏の百八十三市で、実施されておられるわけでありすが、何らかの形で還元をされておられる。自治体自体が宅地並み課税に反対をしておられるところが多いわけでありすが、農民と一体となつて反対をされている自治体もあるようでありすが、けれども、これらの自治体の動きについてはどのように見ておられますか。

○谷本参考人 現に宅地並み課税が実施されておられます三大都市圏で見てみますと、百八十三市のうち九五％が何らかの形で税金は取つたが返してきているというふうな状態があるわけでありすが、そのうち約四割ほどが一〇〇％還元しているというふうな状態でありすが、それでは、残りの五％はどうかという問題があるわけでありすが、残りの五％の市の場合には、A、B農地がきわめて少ないというふうな状態があるとか、あるいはまた市が独自の減額措置を行つておるといったような例も少なくございません。そのようにして見てみるならば、宅地並み課税は実施の段階でいけば全面的な形に近いような形でもって骨抜きされているというぐあいに申し上げてよからうと思ひます。

それでは、多くの自治体がそうした対応を示しているのはなぜなのかという問題があるうと思ひます。その点については、私は三つの理由を挙げておきたいと思ひます。

第一点として挙げておきたいと思ひますのは、農業を継続したいという多くの農家の反対が強いという点がございます。もちろん多くの農家が反対をしているから、それだけでもって自治体がさ

きに申し上げたような対応をしているのかという、決してそうではございません。

そういう点で第二点として挙げておきたいと思ひますのは、宅地並み課税の実施は都市住民の利益と一致しないという点であります。この点は、先ほども申し上げましたように、宅地並み課税で本当にそれだけの税金を農家から取りつ放しというふうな状態になっていきますと、過密化が一層促進されるというふうな問題が出てまいります。またさらに、勤労者が要求しているところの安い土地の供給といったような点についてもまたえ得るような条件がないといったような問題もございまいしょう。ともかくも都市住民の利益と一致しないというふうな点が二番目の問題としてあるということも挙げておきたいと思ひます。

三番目の問題として挙げておきたいと思ひますのは、地方財政との関連の問題であります。御承知のように、宅地並み課税が実施されて以降、評価額が評価がえが行われるごとに上がつていくという状態が生まれてまいりました。またさらに、課税の仕方、計算の仕方にしても漸次変えられてまいりました。そうした中で税額が膨大なものになってきておりました。税額が膨大なものになってくるにつれて、それと同時に、農家に對する還元金の金がまた膨大になってくるわけでありすが、そういう悪循環が繰り返される中で、地方交付税との見合いでいきますと、市の持ち出し分がふえる、このような状態が生まれてきております。このことは、現行宅地並み課税制度は地方財政を圧迫し、地方財政の危機に拍車をかける重要な要因をなしてきている、こんなぐあいに申し上げてよからうと思ひます。

それでは、宅地並み課税を奨励金などで還元していくやり方というのをやめてしまったらどうなのかというふうな問題も生まれてくるわけでありすが、この点につきましても、大阪の枚方市で私どもの仲間が調査した結果を見てみますと、次のような結果が出ております。それは、枚方の場合はA、B農地が六百ヘクタールほどございます。こ

の六百ヘクタールの農地が宅地にかえられていった場合にどのような状態が起こるかについて調査をいたしましたのであります。この場合、過去十年間の農地の宅地への転用と人口の増加とを対比しながら計算をしてみますと、六百ヘクタールの農地が宅地に転換されることによって、人口増として見込まれるのが十四万六千人であります。なお、この六百ヘクタールが住宅用地だけに転換されていった場合にどうなるのかを計算してみますと、何と三十六万人の人口がふえるという調査結果が出ております。

このような人口がふえていけば、当然のこととして保育所をつくつたり、あるいはまた上下水道をつくつたり、あるいはまた学校を建設しなければならぬという問題が自治体にとつての課題となつてまいります。私も計算をいたしましたのは、学校建設の場合であります。この枚方市の場合は、たとえば十四万六千人ふえた場合にどうなのかということを見てみますと、大阪の場合には一万人の人口について学校を一つ設けるというふうな形になっておられるわけでありまして、それでもって見てみますと何と十四校つくらなければならぬ。高槻の場合で見てみますと、一校建設するのに二十六億円かかるという算定結果が当時出ておりますが、枚方の場合には十六億円という、経費をかなり抑えた形で計算をしておるのであります。十五校で二百四十億円というふうなことになるまいります。当然国からも援助があるわけでありすが、そうした援助を計算に入れますと二百億の自己負担になってくるということになります。また他方、人口が三十六万人ふえた場合にはどうなのかというふうなことで計算をしてみますと、学校建設の費用が五百七十六億円になってまいります。市は自己負担がその場合は四百八十億円というふうなことになるまいります。これは学校建設だけにかけた費用なのであります。先ほども申し上げましたように、他に保育所を建設するとかあるいは上下水道の整備といったようなものを入れるとすれば、そ

の経費ははかり知れないほど膨大なものになってくるというぐあいになるわけでありすが、

そうした場合に、市がたとえば地方起債を行うというふうなことにいたしましたとしても、この枚方の場合で言うならば、昭和五十一年の現在で歳出の一九・一％に相当する地方起債を行つております。御承知のように、地方起債は歳出の二〇％までというふうなことになるわけでありすが、この起債もやれない、人口だけがふえる、こういうふうな結果になってくるであらうということが容易に推測されるわけでありすが、そして、さらに市が馬力をかけて学校建設なり保育所建設なり上下水道の建設をやるというならば、それは市に於て財政負担が一層ふえるということになるわけでありまして、宅地並み課税で他方では税収はふえることはあるとしても、差し引き勘定すると、市の財政にとつて負担額が膨大なものになっていく、こういうふうな結果になるわけでありすが、いづれにいたしましても、宅地並み課税制度は地方財政の危機にさらに拍車をかけるものになる、こういうぐあいに言わなければならぬと思ひます。したがって、自治体がそうした立場から農地、地域住民などと一緒になつて宅地並み課税に反対をするというふうな対応が生まれてきたのは当然のこととしないといけないと存じます。

○小川(省)委員 次に伺ひますが、宅地並み課税の実施地区では農民はこの税制の全廃を主張をいたしておるようであります。政府は当面現状のままという方向を示しているわけでありすが、けれども、なぜ全廃を主張しているのか、見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○谷本参考人 なぜ全廃を主張するかというお尋ねでございますが、その第一点として強調させていただきますのは、現状凍結をどうとらえるかという問題があるうと思ひます。宅地並み課税が実施されて以来三年ごとに現状凍結、現状凍結といった状態が続いてきておられるわけでありすが、そうした結果になってきているのは、端

は、市町村の課税審議会の調査によって、みなし課税を必要に応じて行うことができるというようにな仕組みになっているわけであります。したがって、べんべん草を生やして、そして値上がり待ちの農地について宅地並み課税反対というぐあいには農地団体が言っているかのように言われるが、決してそうではないのでありまして、何も宅地並み課税をつくらなくとも、そうした農地については宅地並み課税がやれるというようにな仕組みがあるのでありますから、すうかえの論理だというぐあいに申し上げなければならぬと思います。

なおまた、これに若干付言させていただきます。と思いますのは、資本が農地を宅地にするために買い占めて野放しにしてあるといったような例は別にいたしまして、農民が持っている農地で農業がやれなくなったために農耕の用に供されてないという現状になっているのも一部ござります。こうしたものについては、やはり農地として利用できるような施策を講ずるというようなことが先なのではないかと私は思います。現に大阪の場合で見ますと、水質汚濁あるいはまたカドミ災害などで水田としても利用できなくなつたといううようなものについては、府が助成を講じて、土盛りなどで土地改良を行う、そして農地として使

い得るような条件整備を行っていくといったような地方農政といえますか、地方行政なども行われている事例等もあるわけでありまして、現況が農地として必ずしも利用されていなくて、いような問題についてもそうした点を考えていくべきではないかと思ひます。

また、そうした点を考えた上で、どうも農地として利用が不適当というもののについては、農協等が行っている農住型の土地利用といったようなものもあるわけでありまして、そうしたベースに乗せていき得るような助成政策などを整備すべきではないのか、こんなぐあいに考えます。

○小川(省)委員 ありがとうございます。本日は御苦労さまでした。

終わります。
○松野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○松野委員長 この際、本案に対して、佐藤敬治君提出の修正案、小川新一郎君及び西村章三君提出の修正案、三谷秀治君提出の修正案並びに加地和君提出の修正案がそれぞれ提出されております。各修正案の提出者から、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。佐藤敬治君。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
正案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤(敬)委員 地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党を代表し、その提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正案については、わが党の各委員からそれぞれ質問において詳細に指摘したごとく、数多くの不満を持つものであります。たとえば、不公平税制の最たるものとして悪評高い国税の医師優遇税制の是正については、つめのあかほども足りない形式的なもので、まことに不満であります。同時に、わが党が以前より指摘しているごとく、所得税よりもさらに不公平な事業税における医師の非課税の特例を廃止する案をなぜ今回提出しなかったのか、まことに理解に苦しみます。また、住民税の課税最低限の引き上げの不足、県民税の二段階比例税率の是正、事務所事業税の適用拡大、軽油引取税率の上げ方

等々であります。しかし、今日、土地問題が重大問題化しているのにかんがみて、いわゆる宅地並み課税一本にしようって修正案を提案するものであります。

現在、農地をめぐり都市と農村とが対立関係にあるように伝えられていますが、本来都市と農村とは共存の必然性を持つものと言わなければなりません。それは都市農業が生鮮食料品の供給や都市環境保全、防災等に果たす役割を見ればきわめて明瞭であります。

いわゆる宅地並み課税は、農家収益をはるかに上回る重課税であり、これによって手放された農地も、その後は不動産屋任せという現状では、勤労者への安い土地供給には何ら結びついていないのが実態であります。

現在、多くの地方自治体においても、この宅地並み課税に反対しておりますが、これは、これ以上都市を過密にすることが住民の利益につながらないばかりか、この農地の無制限の宅地開発などによって地方自治体の財政負担が莫大なものになることに理由があります。これはひとり農家だけの主張ではないと確信しております。

このような理由からわが党は本修正案を提案いたしましたわけでありまして、修正内容といたしましては、一九七九年から農地に対する宅地並み課税を全面的に廃止し、従来宅地並みに評価されていた農地に対する固定資産税につきましては、一般農地と同様な税負担とすることといたしております。

以上が本修正案の提案理由とその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)
○松野委員長 次に、小川新一郎君。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
正案

〔本号末尾に掲載〕

○小川(新)委員 私は、公明党・国民会議並びに民社党を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

不況に端を発した地方財政危機は年ごとに深刻化しておりますが、地方財政危機の根本原因は、戦後の高度経済成長中心の画一的な中央集権体制時代の制度、慣行に何ら手を加えないことなど構造的欠陥によるものであることが明白になってきております。これまでの中央集権体制は、過疎、過密、公害、人間疎外など幾多のひずみをもたらすとともに、住民の生活様式、地域に根差した伝統文化などがいかにしろにされてまいりました。今後は、国中心の経済偏重政策から、潤いのある住民生活、地域の特長を生かした郷土の構築を図るいわゆる地方の時代を迎えようとしております。

新しい時代を築くため、従来の政治、経済、行政制度、生活様式など社会全般について根本的見直しを図る新しい秩序を確立しなければなりません。こうした観点に立つて、今後の地方行政を進めるに当たり、地方税についてもこれらの点を重点に大胆な改革を行わなければならないことは当然であります。

公明党並びに民社党は、今日の地方財政の危機を打開し、地方自治の本旨を達成し、ゆとりと潤いのある地域社会の構築を目指す立場から、国、地方の税源配分の根本的改革を強く要求するものであります。しかるに、政府の地方税法改正案は、従来の税制度における小手先の微調整にとどまっており、これら根本的問題について何らメスを加えようとしておりません。住民税についても、言いわけ程度の減税のみに終わっており、また、自動車関係税についても、国民生活に大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、

各種の問題について十分な論議がなされないままに課税強化を図ろうとしており、今回の改正案は、むしろ住民負担を強化する改悪案と言わざるを得ません。

したがって、当面、住民の税負担の軽減を図ることを目的とし、特に緊急と思われる事項について所要の改正を行うこととしたのであります。

以下、修正案の概要を御説明申し上げます。

第一は、個人住民税についてであります。基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十一万円に引き上げるとともに、障害者、高齢者、寡婦及び勤労学生等の各控除をそれぞれ二十一万円に引き上げ、その他特別障害者控除、老人扶養控除を二十一万円に引き上げております。これにより、住民税の課税最低限を百五十八万四千円といたしております。

第二は、自動車税、軽自動車税についてであります。自動車の、軽自動車税の税率を従来のまま据え置くこととしております。

以上が本修正案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○松野委員長 次に、三谷秀治君。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

〔本号末尾に掲載〕

○三谷委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

政府提出の地方税法改正案は、引き続き地方財政危機下の財源不足対策について、主として国民大衆にのみ負担を求める内容となっております。すなわち、予算編成当初におきまして、明年度

の地方財源不足額は四兆二千億ないし三千億程度見込まれたのであります。これについて交付税法違反の措置を繰り返して交付税特別会計の借入措置や地方債への振りかえ措置を行う一方、地方税において自動車関係税中心の大衆増税によって千二百三十一億円の増収を図り、地方財政の収支バランスをとっております。

地方税改正により増収内容を見ますと、自動車関係税が増収分の千八百億円の三分の二を占めるに至っております。また、住民税関係におきましては、ごくわずかの減税となっており、その内容には物価上昇分を吸収できないわずか五・一％程度の減税であり、昇給を見込みますとむしろ増税になるものであります。

一方、懸案の大企業、大資産家の優遇税制については、改正案にはそのごく一部についてばう的な改善が行われておるにすぎません。高度経済成長期につくり上げましたさまざまな特別措置は、低成長下に入った現在におきましてそのまま温存されようとしております。

政府は、地方財源不足に対処するとして一般消費税とその地方配分について盛んに試算を示しておりますが、今回の政府改正案は、大企業優遇措置はそのままにして大衆課税のみを強化するというまことに手前勝手な措置であると言わなければなりません。同時に、政府によって用意されております一般消費税導入の地ならしであると言えらるものであり、わが党としてはこれを認めることはとうていできないのであります。

わが党は、以上の立場から、政府提案の改正案に次の修正を加えようとするものであります。

第一は、住民税であります。さきに述べた不十分な課税最低限を改めるため、基礎控除、配偶者控除、扶養控除を二十九万円に引き上げ、標準世帯の課税最低限を二百一十四万四千円としております。

また、社会的弱者に対する負担軽減を図りますために老人扶養控除を三十七万円、障害者、高齢者、寡婦、勤労学生等の各控除を二十九万円、特別

障害者控除を三十三万円に引き上げております。さらに、土地に関する長期譲渡所得に関する優遇措置の新設、強化、延長を行わないこととしております。

第二は、固定資産税、都市計画税であります。私も、従来から都市近郊農業が生鮮食料品の供給、都市環境保全、防災上重要な役割を果たしてきたことを重視しまして、昨年九月に政府に農地の宅地並み課税強化に反対する申し入れを行いました。そして、一貫して宅地並み課税に反対してまいりました。

また、数年来、全国の農民、農民団体や多くの自治体首長が宅地並み課税廃止を要求してまいりました。

この立場から、宅地並み課税を昭和五十四年度から全廃することとしております。また評価がえに伴う増税を防ぎますために、農地、生活用固定資産税の税額を据え置くこととしております。

さらに、大企業優遇税制を是正する立場から、今回政府が行おうとしております民鉄、省エネルギー関係の優遇措置の新設、日本自動車ターミナル株式会社に対する優遇措置の延長は、これを行わないこととしております。

第三に、自動車関係税であります。平均して一〇％の税率引き上げとなる自動車関係税は、今回の地方税増収分一兆三千五百億円の一七・五％を占め、かつ大衆課税の増収の四分の一を占めておるとおり、大衆課税の重要な柱となっており、こうした大衆課税である自動車税の引き上げを行わないこととしております。

第四に、電気税であります。

今回、政府は三品目の非課税措置を廃止することとしておりますが、これだけにどめておく理由には必ずしも明確ではありません。不公平税制を是正する立場から、産業用の非課税措置を全廃することとしております。

第五に、事業所税であります。現在の人口三十万人以上の課税団体の制限をな

くして、地域環境及び都市施設の整備のため、すべての市町村が目的税として条例で課税できるといたしております。

そのほか、今回の改正で政府が行おうとしております特定船舶製造業安定事業協会等に対する不動産取得税及び特別土地保有税の減額措置の新設、中小企業の負担強化となる軽油引取税の引き上げなどの措置を行わないこととしていたしております。

以上が修正案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次第でございます。(拍手)

○松野委員長 次に、加地和君。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

〔本号末尾に掲載〕

○加地委員 私は、新自由クラブを代表して、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

このたびの修正は次の二点について行おうとするものであります。

まず第一は、市街化区域農地に対する固定資産税及び都市計画税の宅地並み課税制度を昭和五十五年度から廃止することであり、

現在、首都圏等三大都市圏の特定の都市の市街化区域のA、B農地につきましては、近傍の類似宅地に比準した評価額に基づき課税が実施されているのであります。

このいわゆる宅地並み課税は、昭和四十八年度から実施され、その実施理由として、農地の宅地化の促進と周辺宅地との税負担の不均衡の是正にあるとされております。しかしながら、宅地並み

課税の行われている三大都市圏の農地の転用状況を見て、この制度により著しく宅地化が促進されたとは決して言えません。また、宅地並み課税が行われている三大都市圏の自治体では条例による減額措置が実施され、昭和五十二年では、宅地並み課税が実施されている都市百八十四市のうち、実に百七十四市で減額率例が制定されており、さらに、条例で定めている減額率が一〇〇と、全く一般農地並みの課税となっている市が全体の四割近くにも達し、その他の大部分の市でも減額率が七〇以上となっており、このように宅地並み課税は制度として存在しているが、その制度の目的は全く達成されておらず、またその内容に至っては全く骨抜きとされ、形骸化されております。私どもは、こうして有名無実化した宅地並み課税制度を廃止して、土地利用の実態等に合わせた税制に戻ることが正道であると思うのであります。また、大都市地域における宅地の供給促進は、土地対策本来の手法で対処すべきものと考えます。

ところで、市街化区域の農地の評価につきましても、言うまでもなく宅地並みに評価され、一般農地としての評価は行われておりません。しかも、昭和五十四年度は、評価がえの年に当たり、現在各市町村においては、評価がえの作業が一段落して、固定資産税台帳の縦覧期間中と思われま

す。このような事情を考慮すると、宅地並み課税を廃止するにしても、昭和五十四年度から一挙に廃止するとすれば、市町村において短期間に、新たに市街化区域農地について一般農地としての評価を実施しなければならず、現在の市町村の事務処理体制のもとでは、時間的にも、事務的にも評価がえの作業を実施するのは困難と思われま

す。念ながら、準備期間として一年の経過措置を置きまして、この一年間に評価がえの作業等、諸般の準備を完了させ、また、この間に国、地方自治体

がともにきめ細かい土地利用計画を策定するような法制の整備を行い、昭和五十五年

度から、市街化区域農地に対する固定資産税及び都市計画税の宅地並み課税を廃止すべきと思

います。第二は、昭和五十五年を目途に地方税源の抜本的拡充を図ることでありま

す。御承知のように、現在、国と地方自治体との租税の配分割合は、国二、地方自治体一の二対一となっており、地方自治体の実際の仕事の量と内容から見れば、まことに不合理なものとなっており

ます。しかも、今後の経済の低成長のもとでは、現行の税制度のままで税収入の増加を図るには限界があります。

そこで、今回、地方分権の確立の具体的な第一歩として、地方税源の拡充のため国税の地方自治体への移譲等、国と地方自治体との税源の再配分を昭和五十五年を目途として実施することであり

ます。その内容は、附則に「地方団体の税源の充実強化を図るため、国税及び地方税を通じて税制全般にわたる基本的な検討を加え、その結果に基づき、昭和五十五年を目途として国税の地方団体

への移譲等と地方団体との間の税源の再配分を実施し、国及び地方団体の租税収入総額の二分の一を下回らない額の地方税収入が確保されることとなるよう必要な措置が講ぜられるべきものとす

る。」と規定しようとするものであります。以上が、本修正案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○松野委員長 以上で各修正案についての趣旨の説明は終わりました。各修正案については別に発言の申し出もありません。

○松野委員長 これより本案及びこれに対する各修正案を一括して討論を行うのでありますが、別に討論の申し出もありません。

これより採決いたします。

まず、佐藤敬治君提出の修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松野委員長 起立少数。よって、佐藤敬治君提出の修正案は否決されました。

次に、三谷秀治君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松野委員長 起立少数。よって、三谷秀治君提出の修正案は否決されました。

次に、加地和君提出の修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松野委員長 起立少数。よって、加地和君提出の修正案は否決されました。

次に、小川新一郎君及び西村章三君提出の修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松野委員長 起立少数。よって、小川新一郎君及び西村章三君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松野委員長 起立少数。よって、地方税法等の一部を改正する法律案は否決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔報告書は附録に掲載〕

○松野委員長 この際、地方財政に関する件について調査を進めます。

昭和五十四年度地方財政計画について説明を聴取いたします。滋谷自治大臣。

○滋谷自治大臣 昭和五十四年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和五十四年度の地方財政につきましては、昭和五十三年度に引き続いて厳しい状況にありま

す。現下の経済情勢に適切に対処するとともに、財政の健全化に努めることを目的として、お

おむね同一の基調により歳出面におきましては、住民負担の合理化にも配慮しつつ地方税源の充

実強化を積極的に図るほか、昭和五十三年度に引き継ぎ見込まれる巨額の財源不足については、こ

れを完全に補てんする等地方財源の確保に努める一方、歳出面におきましては、住民福祉の向上と地

域振興の基盤となる社会資本の整備を推進し、あわせて景気の着実な回復に資するよう投資的経費

の充実を図るとともに、一般行政経費の節減合理化に努める等財源の重点的かつ効率的な配分と節

度ある財政運営を行うことを基本といたしております。

昭和五十四年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし策定いたしておりますが、以

下、その策定方針及び特徴について申し上げます。

まず、第一に、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税

の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化等地方税源の充実強化と地方税負担の適正化に努める一方、個人住民税の所得控除の引き上

げ、ガス税の免税点の引き上げ等住民負担の軽減合理化の措置を講ずることとしております。

なお、地方譲与税については、地方道路譲与税を増強し、市町村に対する譲与割合の引き上げを

図るとともに、航空機燃料譲与税の増強に伴いそ

の一部を空港関係都道府県に譲与するための措置を講ずることとしております。

第二に、地方財源の不足等に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするた

め、
(一) 昭和五十四年度の地方財源不足見込み額四兆一千億円については、地方財政の重要性にかんがみ、これを完全に補てんすることとし、昭和五十三年度に制度化された地方交付税所要額の確保のための方式の活用及び臨時地方特例交付金による地方交付税の増額で二兆四千六百億円、建設地方債の増発で一兆六千四百億円の財源措置を講ずることとしております。

(二) また、地方債資金対策として政府資金及び公営企業金融公庫資金の増額を図るとともに、公営企業金融公庫資金の貸付利率の引き下げ等の措置を講ずることとしております。
第三に、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復を図ることに配慮しつつ、地域住民の福祉の充実、生活環境の整備及び住民生活の安全の確保等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、投資的経費の充実に図ることにより、生活関連施設を中心とする社会資本の整備を推進するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、人口急増地域対策を拡充するとともに、過疎地域に対する財政措置を引き続き充実することとしております。

第四に、地方行政財政運営の合理化を図るとともに、国庫補助負担基準の改善等財政秩序の確立を図り、あわせて年度途中における事情の変化に弾力的に対応するよう配慮するほか、地方財政計画の算定内容について所要の是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、三十八兆八千四百億円となり、前年度に対し、四兆四千六百十八億円、一三％の増加となつ

ております。

以上が昭和五十四年度の地方財政計画の概要であります。

○松野委員長 次に、内閣提出に係る地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。澁谷自治大臣。

地方交付税法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○澁谷自治大臣 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

最近における地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十四年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、各種の制度改正等に伴って増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の算定に用いる単位費用を改定する等の必要がありま

す。以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和五十四年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百六十六億円及び同会計において借り入れる二兆二千八百億円を加算した額とする

とともに、借入額二兆二千八百億円については、昭和六十年から昭和六十九年度までの各年度に分割して償還することとしております。

さらに、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、地方交付税法附則第八条の三第一項の規定に基づき、昭和五十四年度における借入純増加額の二分の一に相当する額一兆八百九十五億円を昭和六十年から昭和六十九年度までの

各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとし、これにより当該各年度の地方交付税の総額を増加させることとしております。

次に、昭和五十四年度の普通交付税の算定方法については、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に必要な経費及び教職員定数の増加、教育施設の整備等教育水準の向上に必要な経費の財源を措置するほか、道府県分に特殊教育諸学校費を新設することとしております。また、市町村道、公園、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備及び維持管理に要する経費の財源を措置するとともに、過密対策、過疎対策、消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実することとしております。

さらに、昭和五十三年度において発行を許可された地方税減収補てん債及び財源対策債並びに昭和五十三年度の国の補正予算に伴い発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するとともに、地方道路譲与税、自動車取得税交付金等の基準税額等の算定基礎を前年度の譲与額または交付額とする

こととしております。以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松野委員長 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○松野委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る四月十日午後二時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案（佐藤敬治君提出）

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち附則第十一条の二の改正規定中『附則第十一条の二第三項及び第五項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。』を次のように改める。

附則第十一条の二第二項中「附則第十九条の二第二項に規定する市街化区域農地」を「市街化区域農地（農地のうち都市計画法第七条第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区及び第二種生産緑地地区の区域内の農地並びに同法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたものの他の政令で定める農地を除く。）をいう。以下同じ。』に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とする。

附則第十一条の二に次の二項を加える。
第一条のうち附則第十一条の二第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とする。
第一条のうち附則第十六条の改正規定中「に改

農地（農地のうち都市計画法第七條第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区及び第二種生産緑地地区の区域内の農地並びに同法第四條第六項に規定する都市計画施設として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五條第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたものその他の政令で定める農地を除く。）をいう。以下同じ。）に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とする。

附則第十一條の二に次の二項を加える。

第一條のうち附則第十一條の二第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とする。

第一條のうち附則第十五條第一項及び第二項の改正規定中「第一項中『昭和五十三年一月一日』を『昭和五十五年一月一日』に改め、同条を削る。

第一條のうち附則第十五條の改正規定中「四項を加える」を「二項を加える」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第一條のうち附則第十六條の改正規定中「に改める」を「に改め、同条第三項中『特定市街化区域農地の所有者等』を『特定市街化区域農地（旧特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二號）第二條に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項及び次項において同じ。）の所有者又は特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二條第七項第二号イに規定する使用収益権を有する者（これらの者の相続人を含む。次項において、『特定市街化区域農地の所有者等』という。）に、『転用の届出』を『同法第四條第一項第五号又は第五條第一項第三号の届出（次項において『転用の届出』という。）に、『指定期間』を『旧特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の施行の日から昭和五十五年三月三十一日まで（次項において『指定期間』という。）に改める」に改め

る。
第一條のうち附則第十六條の改正規定の次に次のように加える。

附則第十六條の次に次の一條を加える。

（個人の所有する小規模住宅に對して課する昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第十六條の二 昭和五十三年一月二日以降に新築された個人の所有する小規模住宅に對して課する昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該小規模住宅に係る当該年度分の固定資産税額が、当該小規模住宅に類似する家屋の昭和五十三年度の課税標準額を当該小規模住宅に係る固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「小規模住宅調整固定資産税額」という。）を超え、当該小規模住宅調整固定資産税額とする。

2 前項の小規模住宅とは、専ら人の居住の用に供する家屋又は併用住宅のうちその人の居住の用に供する部分の床面積が百平方メートル以下のもので政令で定めるものをいう。

3 この條の規定の適用を受ける小規模住宅で前條の規定に該当するものについての同条第一項の規定の適用については、同項中「当該住宅に係る固定資産税額」とあるのは、「次條の規定を適用して算定した当該住宅に係る固定資産税額」とする。

4 個人の所有する小規模住宅に對して課する固定資産税に係る免税点の適用、家屋課税台帳への登録等に関する特例については、政令で定める。

第一條のうち附則第十八條の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第十八條の二の次に次の一條を加える。
（個人の所有する小規模住宅用地に對して課する昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

（第三百四十九條の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）に對して課する昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該小規模住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該小規模住宅用地に係る昭和五十三年度課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「小規模住宅用地調整固定資産税額」という。）を超え、当該小規模住宅用地調整固定資産税額とする。

2 昭和五十四年度以降の各年度に係る賦課期日において個人の所有する小規模住宅用地である宅地等に該当するものうち、昭和五十三年年度に該当したもの又は昭和五十四年度以降の各年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等若しくは同年度に係る賦課期日において地目の交換等がある宅地等に對する前項の規定の適用については、当該小規模住宅用地に係る昭和五十三年年度課税標準額」とあるのは、「当該小規模住宅用地に類似する土地に係る昭和五十三年年度の課税標準額」とする。

第一條のうち附則第十九條の改正規定を次のように改める。

附則第十九條を次のように改める。

第十九條 農地に係る昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和五十三年年度の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超え、当該農地調整固定資産税額とする。

2 昭和五十三年年度に係る固定資産税の賦課期日において、昭和五十四年度改正前の地方税法附則第十九條の三の規定が適用された農地に對する前項の規定の適用については、「昭和五十三年

年度分の課税標準額」とあるのは、「昭和五十四年度改正前の地方税法附則第十九條の三の規定の適用がなかつたものとみなして算定した昭和五十三年度分の課税標準額」とする。

3 昭和五十四年度以降の各年度において新たに固定資産税を課することとなる農地又は同年度以降の各年度に係る賦課期日において地目の交換等がある農地に對する第一項の規定の適用については、「昭和五十三年年度の課税標準額」とあるのは、「農地比率課税標準額（農地について、市街化区域外の区域に所在する当該農地に類似する土地の昭和五十三年度分の課税標準額をいう。）とする。

附則第十九條の二及び附則第十九條の三を削る。

第一條のうち附則第二十二條第一項、附則第二十四條及び附則第二十五條の改正規定を次のように改める。

附則第二十二條第一項中「又は第十九條第一項」を削り、「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に改め、「固定資産税」の下に「又は附則第十八條の三第一項若しくは附則第十九條第一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税」を加え、「比率課税標準額を含む」を「比率課税標準額又は当該小規模住宅用地に類似する土地に係る昭和五十三年年度の課税標準額を含む」に、「若しくは同項の比率課税標準額」を、「同項の比率課税標準額若しくは当該小規模住宅用地に類似する土地に係る昭和五十三年年度の課税標準額」に改め、同条第二項を削る。

附則第二十三條中「第十九條第一項又は第十九條の三」を「第十八條の三又は第十九條第一項」に改め、「調整対象宅地等」という。の下に「第十八條の三の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象小規模住宅用地」という。）を加え、」によるものとし、附則第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準額となるべき額によるものとする」を「によるものとする」に改める。

附則第二十三條中「第十九條第一項又は第十九條の三」を「第十八條の三又は第十九條第一項」に改め、「調整対象宅地等」という。の下に「第十八條の三の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象小規模住宅用地」という。）を加え、」によるものとし、附則第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準額となるべき額によるものとする」を「によるものとする」に改める。

附則第二十三條中「第十九條第一項又は第十九條の三」を「第十八條の三又は第十九條第一項」に改め、「調整対象宅地等」という。の下に「第十八條の三の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象小規模住宅用地」という。）を加え、」によるものとし、附則第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準額となるべき額によるものとする」を「によるものとする」に改める。

附則第二十三條中「第十九條第一項又は第十九條の三」を「第十八條の三又は第十九條第一項」に改め、「調整対象宅地等」という。の下に「第十八條の三の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象小規模住宅用地」という。）を加え、」によるものとし、附則第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準額となるべき額によるものとする」を「によるものとする」に改める。

附則第二十三條中「第十九條第一項又は第十九條の三」を「第十八條の三又は第十九條第一項」に改め、「調整対象宅地等」という。の下に「第十八條の三の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象小規模住宅用地」という。）を加え、」によるものとし、附則第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準額となるべき額によるものとする」を「によるものとする」に改める。

第一条のうち附則第二十六條の改正規定を次のように改める。

第二十六條を次のように改める。

(農地に対して課する昭和五十四年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第二十六條 農地に係る昭和五十四年度以降の各年度分の都市計画税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る昭和五十三年度分の課税標準額をその当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。この場合においては、附則第十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

附則第二十七條を次のように改める。

第二十七條 附則第二十八條及び附則第二十九條の五の改正規定を次のように改める。

附則第二十八條第一項中「又は附則第十九條第一項を削り、「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に、「固定資産税に限り」を「固定資産税又は附則第十八條の三第一項若しくは附則第十九條第一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り」に改め、「合算額」の下に「又は当該小規模住宅用地に類似する土地に係る昭和五十三年度の課税標準額を加え、同項第二号中「当該調整対象農地に係る当該年度分の農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額」を「昭和五十三年度分の課税標準額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 調整対象小規模住宅用地 当該調整対象小規模住宅用地に係る昭和五十三年度分の課税標準額

附則第二十八條第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第三項の規定により土地課税台帳等に登録された附則第十九條の三第一項に規定する課税標準となるべき額及び前項の規定により土

地課税台帳等にされた表示」を削り、同項を同条第三項とする。

附則第二十九條を次のように改める。

第二十九條 附則第二十九條の二から第二十九條の七までを削る。

附則第三十條中「前条」を「第二十八條」に、「調整対象農地又は市街化区域農地」を「調整対象小規模住宅用地又は調整対象農地」に改める。

第一条のうち附則第三十一條の二の改正規定を次のように改める。

附則第三十一條の二の見出し及び本文中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に改め、同条を附則第三十一條の三とする。

第一条のうち附則第三十二條の二の改正規定を次のように改める。

附則第三十二條の二中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第一条のうち附則第三十二條の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十二條の三中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第一条のうち附則第三十四條第一項の改正規定を削る。

第一条のうち附則第三十四條の二の改正規定を次のように改める。

附則第三十四條の二を削る。

第一条のうち附則第三十四條の二に一条を加える改正規定を削る。

附則第一條第一号中「附則第二十八條」を「附則第二十四條」に、「附則第二十九條」を「附則第二十五條」に、「附則第三十條」を「附則第二十六條」に改め、同条第二号中「第四百九十九條の二第二項及び附則第三十二條の二」を「及び第四百九十九條の二第二項」に、「附則第十條 第十一條、第十四條及び第十五條」を「附則第八條及び第九條」に改め、同条第三号を削る。

附則第二條第三項を削る。

附則第四條に次の一項を加える。

2 新法附則第十一條の二の規定は、昭和五十五年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附則第五條を削る。

附則第六條第三項を削り、同条を附則第五條とする。

附則第七條を附則第六條とする。

附則第八條中「附則第八條」を「附則第七條」に改め、同条を附則第七條とする。

附則第九條を削る。

附則第十條を次のように改める。

(電気税に関する経過措置)
第八條 旧法第四百八十九條第一項の規定は、昭和五十四年六月一日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なおその効力を有する。

附則第十一條を附則第九條とする。

附則第十二條第二項中「第六百二條並びに附則第三十一條の三第二項から第四項までの規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)」を「並びに第六百二條」に改め、同条を附則第十條とする。

附則第十四條及び第十五條を削る。

附則第十三條を附則第十一條とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業所税に関する経過措置)
第十二條 昭和五十四年九月三十日までの間は、新法第七百一十一條の三十二、第七百一十一條の三十四、第七百一十一條の四十一、第七百一十一條の四十三、第七百一十一條の五十一及び第七百一十一條の五十二の二及び新法附則第三十二條の三中「市町村」とあるのは「指定都市等」と、「市町村長」とあるのは「指定都市等の長」とする。

2 事業に係る事業所税(新法第七百一十一條の三十二)

二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。に關する新法第七百一十一條の三十二、第七百一十一條の三十四、第七百一十一條の四十一、第七百一十一條の四十三、第七百一十一條の五十一、第七百一十一條の五十二の二、新法附則第三十二條の三の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十四年度以後の年分の個人の事業について適用し、同日前に終了する事業年度分の法人の事業に係る事業所税及び同年分の個人の事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 新増設に係る事業所税(新法第七百一十一條の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び第五項において同じ。に關する前項に掲げる規定は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一十一條の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。の新築又は増築について適用し、同日前に行われる事業所用家屋の新築又は増築についての新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 新法の規定中事業に係る事業所税に關する部分は、昭和五十四年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用し、同日前に終了する事業年度分の法人の事業に係る事業所税及び同年分の個人の事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

5 新法の規定中新増設に係る事業所税に關する部分は、昭和五十四年十月一日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一十一條の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。の新築又は増築について適用し、同日前に行われる事業所用家屋の新築又は増築についての新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則第十六條を附則第十三條とし、附則第十七條を附則第十四條とし、附則第十八條を附則第十

五条とする。

附則第十九条第二項の表の第四欄中「附則第十九条第三項」を「附則第十六条第三項」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第二十條第二項中「附則第二十條第三項」を「附則第十七條第三項」に改め、同条を附則第十七條とする。

附則第二十一條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条を附則第十八條とする。

附則第二十二條を附則第十九條とし、附則第二十三條を削り、附則第二十四條から附則第三十一條までを四條ずつ繰り上げる。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案（加地和君提出）

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち附則第十一條の二の改正規定中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第一条のうち附則第三十四條の二第一項の改正規定中「昭和五十五年度から昭和五十七年度までの各年度分」を「昭和五十五年度分」に、「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分」を「同年度分」に、「適用するもの」とし、当該譲渡所得に係る昭和五十七年度分の道府県民税の所得割については、当該譲渡所得に係る昭和五十六年度分の道府県民税の所得割の例による」を「適用するものとする」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第十一條の二第一項中「附則第十九條の二第一項に規定する市街化区域農地」を「市街化区域農地（農地のうち都市計画法第七條第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区及び第二種生産緑地地区の区域内の農地並びに同法第四條第六項に規定する都市計画施設として定め

られた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五條第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたもののその他の政令で定める農地を除く。）をいう。以下同じ。」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項を同条第三項とし、同条第八項から第十項までを四項ずつ繰り上げる。

附則第十六條第三項中「特定市街化区域農地の所有者等」を「特定市街化区域農地（旧特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二號）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項及び次項において同じ。）の所有者又は特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二条第七項第二号イに規定する使用収益権を有する者（これらの者の相続人を含む。次項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）に、「転用の届出」を「同法第四條第一項第五号又は第五條第一項第三号の届出（次項において「転用の届出」という。）に、「指定期間」を「旧特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の施行の日から昭和五十五年三月三十一日までの間（次項において「指定期間」という。）に改める。

附則第十九條の二、第十九條の三及び第二十二條第二項を削る。

附則第二十三條中、「第十九條第一項又は第十九條の三」を「又は第十九條第一項」に、「によるもの」とし、附則第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする」を「によるものとする」に改める。

附則第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

附則第二十八條第三項及び第四項を削り、同条第五項中、「第三項の規定により土地課税台帳等に登録された附則第十九條の三第一項に規定する課税標準となるべき額及び前項の規定により土地課税台帳等にされた表示」を削り、同

項を同条第三項とする。

附則第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

附則第三十條中「前条」を「第二十八條」に、「調整対象農地又は市街化区域農地」を「又は調整対象農地」に改める。

附則第三十四條の三を削る。

附則第三十六條に、「附則第二十九條」を「附則第三十七條」に、「附則第三十條」を「附則第三十八條」に改め、同条第二号中「第十條、第十一條、第十四條及び第十五條」を「第十五條、第十六條、第十九條及び第二十條」に改め、同条第三号中「改正規定」を「改正規定及び第二条中地方税法の前号又は次号に掲げる部分以外の改正規定」に、「及び附則第六條第三項」を、「附則第六條、第八條第三項、第十二條、第二十二條、第三十條及び第三十一條」に改め、同条同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条中地方税法附則第十一條の二第一項、第十九條の二、第二十二條第二項及び第二十八條の改正規定並びに附則第十三條の規定、昭和五十五年一月一日

附則第一条に次の一号を加える。

五 第二条中地方税法附則第三十四條の三を削る改正規定並びに

附則第三條及び附則第九條 昭和五十六年四月一日

附則第三十一條を附則第三十九條とし、附則第二十五條から第三十條までを八條ずつ繰り下げる。

附則第二十四條を附則第三十二條とし、同条の前に見出しとして「地方税法の一部を改正する法律等の一部改正」を付する。

附則第二十三條及び同条の前の見出しを削る。附則第二十二條を附則第二十八條とし、同条の次に次の三條を加える。

（検討）

第二十九條 地方団体の税源の充実強化を図るため、国税及び地方税を通じて税制全般にわたり基本的な検討を加え、その結果に基づき、昭和五十五年度を目途として国税の地方団体への移譲等と地方団体との間の税源の再配分を実施し、国及び地方団体の租税収入総額の二分の一を下回らない額の地方税収入が確保されることとなるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の廃止）

第三十條 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二號）は、廃止する。

（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の廃止に伴う経過措置）

第三十一條 旧特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法第五條の規定は、昭和五十五年三月三十一日までに同法第三條第一項の規定により特定市街化区域農地の所有者が行った土地区画整理事業の施行の要請に係る土地区画整理事業の施行については、なおその効力を有する。

2 旧特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法第六條及び同法附則第二條第二項の規定は、住宅金融公庫が昭和五十五年三月三十一日までに資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なおその効力を有する。

3 旧特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法第七條の規定は、昭和五十五年三月三十一日までに農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二號）第二條第一項に規定する融資機関が行った賃貸住宅の建設の資金の融通については、なおその効力を有する。

附則第二十一條第一項及び第三項中「第四條の

規定を「第五条の規定」に改め、同条を附則第二十七條とする。

附則第二十二條第一項中「第三條」を「第四條」に改め、同條第二項中「附則第二十二條第三項」を「附則第二十六條第三項」に改め、同條を附則第二十六條とする。

附則第十九條第一項中「第一條」を「第三條」に改め、同條第二項の表の第四欄中「附則第十九條第三項」を「附則第二十五條第三項」に改め、同條を附則第二十五條とする。

附則第十八條中「旧法」を「この法律による改正前の地方税法」に改め、同條を附則第二十四條とする。

附則第十七條を附則第二十三條とする。

附則第十六條を附則第二十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

第二十二條 五十五年法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十五年分の都市計画税から適用し、昭和五十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附則第九條から第十五條までの規定を五條ずつ繰り下げる。

附則第八條中「附則第八條」を「附則第十一條」に改め、同條を附則第十一條とし、同條の次に次の二條を加える。

第十二條 五十五年法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十五年分の固定資産税から適用し、昭和五十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十三條 昭和五十四年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する第二條の規定による改正前の地方税法附則第十九條の二に規定する市街化区域農地である土地が、昭和五十五年分に係る固定資産税の賦課期日において五十五年法附則第十七條第一号の農地であるときは、当該農地である土地については、昭和五十五年分の固定資産税に限り、同日において当該農地である土地に係る宅地から田又は畑となる地目の交換が

あつたものとみなして五十五年法第三百四十九條第二項の規定を適用する。この場合において、同項ただし書中「次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合」とあるのは、「第一号に掲げる事情がある場合」とする。

附則第七條第二項中「による改正後の地方税法」を「第一条の規定による改正後の地方税法」に改め、同條を附則第十條とする。

附則第六條を附則第八條とし、同條の次に次の一條を加える。

第九條 五十五年法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則第五條を附則第七條とする。

附則第四條を附則第五條とし、同條の次に次の一條を加える。

第六條 五十五年法の規定中不動産取得税に関する部分は、昭和五十五年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附則第三條を附則第四條とする。

附則第二條の次に次の一條を加える。

第三條 第二條の規定による改正後の地方税法（以下「五十五年法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十五年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項の表道府県の項中

4 その他の教育費

盲学校、聾学校及び養護学校の
幼児、児童及び生徒の数

4 特殊教育諸学校

(1) 経常経費

(2) 投資的経費

5 その他の教育費

人口

学級数

児童及び生徒の数

教職員数

人口

学級数

児童及び生徒の数

教職員数

十三年度までに、「及び昭和五十二年分」を「昭和五十三年度までに」に改め、同表市町村の項中「市町村税の税額」を「世帯数」に、「昭和五十二年分」を「昭和五十三年度までに」に、「及び昭和五十二年分」を「昭和五十三年度までに」に改め、同表第二項の表第二十三号を次のように改める。

二十三 特殊教育諸学校の教職員数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特殊教育諸学校の小・中学校、中等部及び高等部の教職員に係る当該道府県の定数

第十二條第二項の表第三十九号中「及び昭和五十二年分」を「昭和五十三年度までに」に改め、同表同表第四十号とし、同表第三十八号中「昭和五十二年分」を「昭和五十三年度までに」に改め、同表同表第三十九号とし、第三十二号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号を削り、第三十号を第三十二号とし、第二十四号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の二號を加える。

二十四 特殊教育諸学校の児童及び生徒の数

二十五 特殊教育諸学校の学級数

第十三條第一項中「道府県税又は市町村税の税額」を「道府県税の税額」に、「且つ」を「かつ」に、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、同條第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中、小学校の児童数を削り、同項第二号中「自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場の労働者数、人口一人当りの税額」を「道路一キロメートル当たりの自動車台数、人口一人当たりの税額」に改め、同條第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場の労働者数及び人口一人当りの税額」を「道路一キロメートル当たりの自動車台数、人口一人当たりの税額」に、「本号」を「この号」に改め、同項第三号中「測定単位当たり」を「測定単位当たり」に、「基礎」を「基礎」に、「投資的経費で自治省令で

定めるものに係るものにあつては」を「小学校費、中学校費、社会福祉費、労働費その他の経費で自治省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成」に、「当該投資的経費」を「当該経費」に改め、同項第四号中「測定単位当り」を「測定単位当たり」に改め、同条第五項の表道府県の項

中

育 費	人 口
4 その他の教	
盲学校、聾学校及 ひ養護学校の幼	段階補正、密度補正、 態容補正及び寒冷補正
態容補正及び寒冷補正	段階補正、密度補正、 態容補正及び寒冷補正

を

4	特殊教育諸 学校費	教職員数 児童及び生徒の教 学級数 学級数	種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 態容補正及び寒冷補正
5	その他の教 育費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

に、昭

和五十二年度まで「を」昭和五十三年度までに、「及び昭和五十二年度」を「から昭和五十三年度までに」に改め、同表市町村の項中

1 徴税費	市町村税の税額	種別補正、段階補正
密度補正、態容補正及び寒冷補正	「を」	1 徴税費
1 徴税費	世帯数	段階補正
正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	「に、」	(1) 経常経費
	人口	面積

人口面積 (1) を 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正種別補正

に、「昭和五十二年度まで」を「昭和五十三年度

第十四条第三項の表道府県の項第八号中「河床の延長」の下に「及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている共同開発鉱区的面積」を加へ、同表同項第十三号から第十五号までを次のように改める。

十三	地方道路譲与税	前年度の地方道路譲与税の譲与額
十四	石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十五	航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額

第十四条第三項の表市町村の項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二	自動車取得税交付金	前年度の自動車取得税交付金の交付額
十三	軽油引取税交付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額

第十四条第三項の表市町村の項第十五号から第十八号までを次のように改める

十五	地方道路譲与税	前年度の地方道路譲与税の譲与額
十六	石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十七	自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
十八	航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額

附則第三條第二項中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改め、「市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん譲与税」とあるのは「並びに市町村民税の所得割及び法人税割」と、前年度分のを「前年度分又は前々年度分の」に、「控除した額並びにを控除した額、」に改め、「百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「並びに特別とん譲与税にあつては当該税目に係る前年度分の基準税額」を加え、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割にあつては、を「特別とん譲与税にあつては、」に改め

号中「附則第八條の三、第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「二千二百五十一億円」を「二千二百五十一億円とし、昭和五十四年度にあつては、一般會計から同特別會計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額三千七百六十六億円」に改める。

附則第八條の三第二項第三号中「第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「四百二十五億円」を「四百二十五億円、昭和五十四年度にあつては千十億円」に改め、同条に次の一項を加える。

5 昭和五十四年度における第一項の借入純増加額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に應じ、当

附則第八條の見出し及び同条第一項中「昭和六十八年度」を「昭和六十九年度」に改め、同項第三該下欄に掲げる額とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十年度	七百億円
昭和六十一年度	七百七十億円
昭和六十二年度	八百四十億円
昭和六十三年度	九百二十億円
昭和六十四年度	千億円
昭和六十五年度	千百億円
昭和六十六年度	千二百十億円
昭和六十七年度	千三百二十億円
昭和六十八年度	千四百五十億円
昭和六十九年度	千五百八十五億円

別表を次のように改める。

地方団体の種類

警察費	警察職員数	一人につき	五、三三八、〇〇〇
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一七七、〇〇〇
(1) 經常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三、五六一、〇〇〇
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	六〇、七〇〇
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	二四八、〇〇〇
(1) 經常経費			
(2) 投資的経費			
3 港湾費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一八、三〇〇
(1) 經常経費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	三、九五〇
(2) 投資的経費			
4 その他の土木費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	五一七
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、〇四〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	二、五七九、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	二、六四八、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	四、四四八、〇〇〇
(1) 經常経費	生徒数	一人につき	二八、二〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二九、六〇〇
4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	二、五三四、〇〇〇
(1) 經常経費	児童及び生徒の数	一人につき	九七、二〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	四六七、〇〇〇
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	六七二、〇〇〇
四 厚生労働費	人口	一人につき	一、九九〇
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	三、四四〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	二、三〇〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	四四一
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、一九〇
3 衛生費	人口	一人につき	三九二
4 労働費	失業者数	一人につき	四三、〇〇〇

	市町村	
五 産業経済費		
1 農業行政費	農家数	一戸につき
(1) 經常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき
2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき
(1) 經常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき
3 水産行政費	水産業者数	一人につき
(1) 經常経費	水産業者数	一人につき
(2) 投資的経費	人口	一人につき
4 商工行政費	道府県税の税額	千円につき
6 その他の行政費	恩給受給権者数	一人につき
1 徴稅費	人口	一人につき
2 恩給費	人口	一人につき
3 その他の諸費	面積	平方キロメートルにつき
(1) 經常経費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき
(2) 投資的経費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき
七 災害復旧費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき
八 特定償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十三年度から昭和三十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき
九 特別事業償還費	昭和三十九年度から昭和五十三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき
十 地方税減収補てん償還費		
十一 財源対策償還費		
一 消防費	人口	一人につき
二 土木費	道路の面積	平方メートルにつき
1 道路橋りょう費	道路の延長	一キロメートルにつき
(1) 經常経費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	一メートルにつき
2 港湾費	都市計画区域における人口	一人につき
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 都市計画費		
(1) 經常経費		

都市計画区域における人口			四四三		
(2) 投資的経費	人口	一人につき			
4 公園費	人口	一人につき			
(1) 經常経費	人口	一人につき			
(2) 投資的経費	人口	一人につき			
5 下水道費	人口集中地区人口	一人につき			
6 その他の土木費	人口	一人につき			
(1) 經常経費	人口	一人につき			
(2) 投資的経費	人口	一人につき			
三 教育費					
1 小学校費	児童数	一人につき			
(1) 經常経費	学級数	一学級につき			
(2) 投資的経費	学校数	一校につき			
2 中学校費	学級数	一学級につき			
(1) 經常経費	生徒数	一人につき			
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき			
3 高等学校費	学校数	一校につき			
(1) 經常経費	学級数	一学級につき			
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき			
4 その他の教育費	教職員数	一人につき			
(1) 經常経費	生徒数	一人につき			
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき			
四 厚生労働費					
1 生活保護費	人口	一人につき			
2 社会福祉費	人口	一人につき			
(1) 經常経費	人口	一人につき			
(2) 投資的経費	人口	一人につき			
3 保健衛生費	人口	一人につき			
4 清掃費	人口	一人につき			
(1) 經常経費	人口	一人につき			
(2) 投資的経費	人口	一人につき			
5 労働費	失業者数	一人につき			
五 産業経済費	農家数	一戸につき			
1 農業行政費					
(1) 經常経費					

昭和六十四年度	三千七百七十億円
昭和六十五年度	四千六百六十億円
昭和六十六年度	四千六百億円
昭和六十七年度	五千八十億円
昭和六十八年度	五千六百三十億円

附則第五項中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第八項中「同号に掲げる額を加算した額とし」を「同号に掲げる額と臨時地方特例交付金の額三千七百六十六億円との合算額を加算した額とし」に、「昭和五十九年度から昭和六十二年度までの各年度分」を「昭和五十九年度分」に、「それぞれ加算した額とし、昭和六十三年度から昭和六十八年度までの各年度分にあつては同号に掲げる額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十九年度から昭和七十二年までの各年度分にあつては第二号から第四号までの各年度分の合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十三年度から昭和六十八年度までの各年度分にあつては第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十九年度分にあつては同号に掲げる額を加算した額」に改め、「又は第三号」の下に「若しくは第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

四 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八條の三第五項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十年	七百億円
昭和六十一年	七百七十億円
昭和六十二年	八百四十億円
昭和六十三年	九百二十億円
昭和六十四年	千億円
昭和六十五年	千億円
昭和六十六年	千二百十億円

昭和六十七年度	千三百二十億円
昭和六十八年度	千四百五十億円
昭和六十九年度	千五百八十五億円

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十四年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年四月三日印刷

昭和五十四年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局